

せたがやノーマライゼーションプラン
- 世田谷区障害者計画 -
(平成27年度～平成32年度)

第4期世田谷区障害福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

素 案

平成26年8月
世 田 谷 区

目 次

第1章 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について	1
1．策定の背景.....	3
2．区のこれまでの取組み.....	6
3．「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の位置づけと策定の趣旨.....	8
4．計画の期間.....	9
5．推進体制、評価・検証.....	10
第2章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方	11
1．基本理念.....	13
2．基本的方向性.....	14
3．世田谷区における地域包括ケアシステムの推進.....	15
4．施策体系.....	16
第3章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の総合的な展開	19
大項目 暮らし（生活）.....	21
中項目1．せいかつ（生活支援）.....	21
中項目2．けんこう（保健・医療）.....	24
中項目3．まちとすまい（生活環境）.....	27
大項目 かつどう（社会的活動）.....	29
中項目4．はたらき（雇用・就労、経済的自立の支援）.....	29
中項目5．そだち・まなび（教育、文化芸術活動、スポーツ等）.....	32
大項目 ささえ（支援）.....	35
中項目6．つながり（情報アクセシビリティ）.....	35
中項目7．さんか（行政サービス等における配慮）.....	36
中項目8．あんしん（安全・安心）.....	37
中項目9．りかい・まもる（差別の解消、権利擁護の推進）.....	41
第4章 第4期世田谷区障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）	43
1．計画の位置づけと策定期間.....	45
2．計画の対象.....	45
3．計画の内容.....	46
4．第3期障害福祉計画の実施状況と課題.....	48

5 . 主要テーマ	55
6 . 第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）における成果目標と活動 指標	65
資料編	67
1 . 障害者の状況	69
2 . 委員名簿	
3 . 用語解説	

第 1 章 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び 「第 4 期世田谷区障害福祉計画」の策定について

1．策定の背景

(1) 障害者（児）施策の国際社会における動向

- 昭和 51 年の国連総会において、5 年後の昭和 56 年を障害者の「完全参加と平等」をテーマに掲げた「国際障害者年」とすることが決議されました。国際障害者年行動計画では、ノーマライゼーション社会構築への視点が提示されました。
- 国際障害者年以降も、国際社会では、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において決議された「アジア太平洋障害者の十年」や、国連総会における障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（以下「障害者権利条約」という。）制定の決議等、「完全参加と平等」に向けた取組みが引き続き行われています。
- 世界保健機関（WHO）は、新たな障害分類である、「国際生活機能分類（ICF）」を平成 13 年に公表し、障害は誰でもなりうるとの立場から、障害を「心身機能・身体構造」だけではなく、「活動」「参加」の状況からも理解していく方向性を示しました。
- 平成 24 年 11 月に「アジア太平洋障害者の十年（2013 - 2022）」の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略」が採択されました。
- 平成 18 年の国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者権利条約が採択され、平成 20 年から発効しています。
- 我が国は平成 26 年 1 月 20 日に、本条約の批准書を寄託し、2 月 19 日から効力を生じることとなりました。

(2) 障害者（児）施策のこれまでの展開

- 戦後の我が国における障害者（児）施策は、昭和 22 年に児童福祉法が、昭和 24 年に身体障害者福祉法、昭和 35 年に精神薄弱者福祉法（平成 11 年に知的障害者福祉法に改正）が制定され、各法の規定する対象を施設で保護し、その生活を保障していく方策が障害者（児）施策の主要な課題に置かれてきました。
- 昭和 40 年代に入り、特に重度障害者（児）への対策が進展していく中で、日常生活用具の給付等、在宅施策にも焦点が当てられました。
- 昭和 51 年の国連総会において、昭和 56 年を「国際障害者年」とすることが決議されたことを受け、昭和 57 年に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、今日の「障害者基本計画」に連なる総合的な施策推進体制が構築されました。
- 平成 2 年の「福祉八法改正」においては、区市町村の役割重視、在宅福祉の充実等が盛り込まれ、在宅福祉の分野については、区市町村を中心に展開していく方向が規定されました。また、サービス供給の多元化への路線も打ち出されました。
- 平成 5 年の障害者基本法改正において、精神障害も障害者として明確に定義されました。

- 平成 10 年代に入ると、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という理念のもとに、従来の措置制度についても利用者本位の観点から見直しが行われました。これを受けて、平成 15 年より身体・知的障害者（児）を対象に「支援費制度」が導入されました。
- 「支援費制度」は、サービス利用者の急増とそれによる費用の増大によって、制度の維持が困難となったことから、平成 17 年に障害者自立支援法が成立し、平成 18 年 4 月より障害者（児）への新たな地域生活支援の施策が順次展開されていくことになりました。この新たな地域生活支援の施策においては、身体・知的・精神の 3 障害のサービス提供主体は区市町村に一元化され、利用者本位の徹底と、サービス支給決定の透明化や明確化、その費用について社会全体として支える仕組みが構築されました。
- 発達障害者（児）への取組みについては、平成 16 年 12 月に発達障害者支援法が成立し、発達障害に対する理解の促進、発達障害者支援の普及・向上に関する総合的な支援が進められています。
- 障害児教育の領域では、障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育が、平成 19 年 4 月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校において障害児の支援の充実が図られています。
- 高次脳機能障害については、高次脳機能障害支援モデル事業で作成された「高次脳機能障害診断基準」により、平成 16 年 4 月から診療報酬の対象とされることになりました。
- 平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置されました。
- 平成 24 年 6 月に、障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉の増進や地域社会の実現を図ることを目的に、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定されました。
- さらに、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。
- 平成 24 年 10 月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者（児）の権利利益の擁護に資することを目的とする障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。
- 平成 25 年 4 月には、障害者優先調達推進法（障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。
- 平成 25 年 6 月には成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部

を改正する法律が施行されました。

- 平成 26 年 4 月には精神保健福祉法が改正され、これまで医療保護入院の際に課されていた「保護義務者」の責任を軽減し、入院に関する同意のみに改められました。同時に病院での地域移行・退院促進の取組みが制度化されました。
- 平成 28 年 4 月より、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めた改正障害者雇用促進法が施行されます。

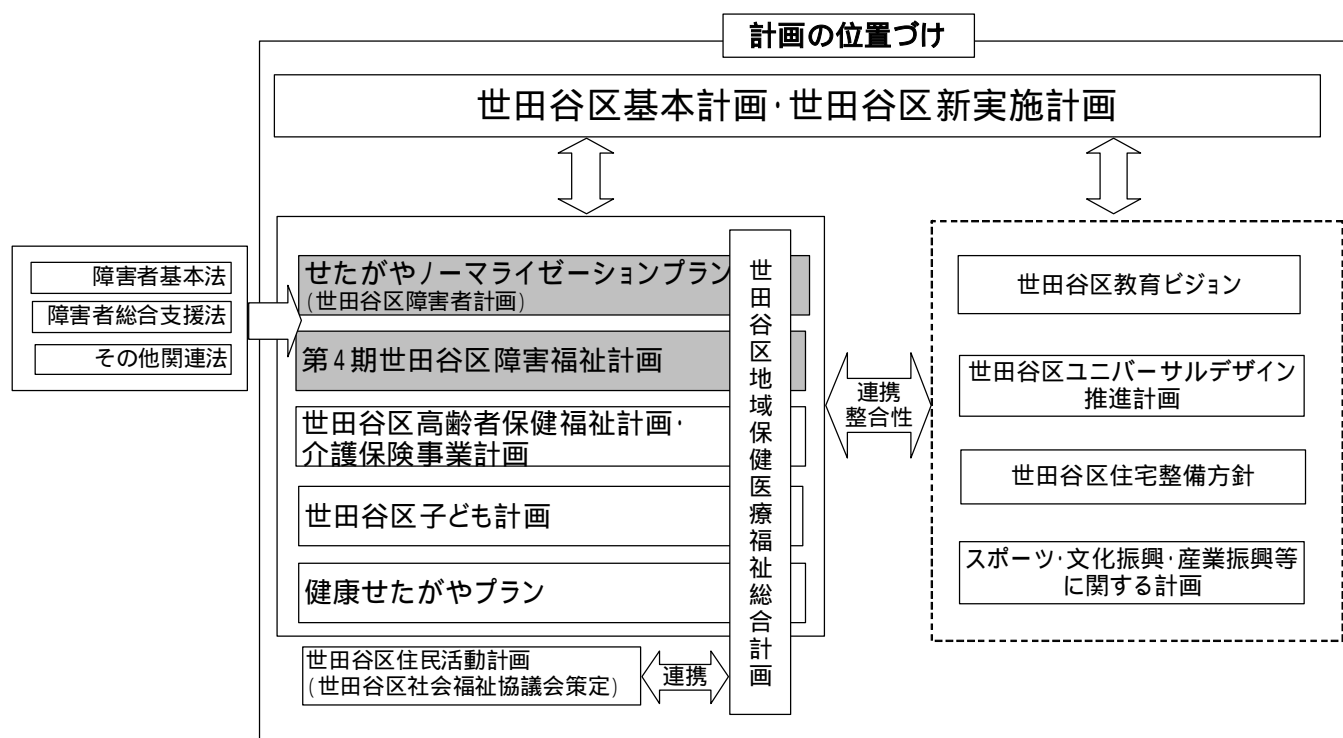
２．区のこれまでの取組み

- これまで世田谷区では、区として初めての基本計画（昭和 53 年）を受けて、昭和 57 年に「福祉総合計画」を策定するとともに、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機に、昭和 58 年には「世田谷区障害者施策行動 10 カ年計画」を策定するなど、先駆的取組みを行ってきました。
- 平成 7 年には、障害者基本法の定める「障害者計画」として「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、完全参加と平等を目標に保健、医療、福祉、教育、労働等の多様な専門領域での障害者（児）施策を推進してきました。平成 13 年には、社会福祉基礎構造改革に対応して同プランを改定しました。また平成 18 年には、新たな「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害者計画―」を策定し、平成 22 年 5 月には、「後期事業補足版」を取りまとめました。
- 平成 18 年に、市町村に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」の策定義務が課されたことを受けて、「第 1 期世田谷区障害福祉計画」を策定しました。平成 21 年度には、障害者自立支援法の見直しに向けた抜本的な緊急措置の実施を受けて、「第 2 期世田谷区障害福祉計画」を策定し、また平成 24 年 3 月には、障害者自立支援法改正法で改正された内容を反映させるとともに、国の障害者計画の改正を踏まえて「第 3 期世田谷区障害者福祉計画」を策定しました。
- この間、区の障害者（児）の数は年々増加傾向にあり、障害者（児）の地域における自立や社会参加に向けた支援や、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応も大きな課題となっています。また難病や発達障害等が新たな対象となるなど障害者（児）への補助制度の対象が拡大し、基盤や体制のさらなる整備が必要とされています。
- 国で進められている社会福祉基礎構造改革では、民間活力の導入によるサービス供給の多元化が進められていますが、区の役割も直接のサービス提供者の立場から民間事業者の参入促進と質の確保、優良な事業者の育成、障害者（児）に関わる専門人材の育成、地域住民への障害理解促進や地域住民の主体的な福祉活動の支援等、障害者（児）が安心して地域生活を送っていける仕組みづくりに力点を置いていく必要があります。
- 区では、平成 25 年 9 月に「世田谷区基本構想」を議決し、9 つのビジョンとして「健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする」「個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする」などを掲げました。これを受けて平成 26 年 3 月に「世田谷区基本計画」を策定しました。重点政策ほかの施策を対象として、庁内関係部が協力し、庁内連携を強めながら、マッチング（横つなぎ、組み合わせ）により、効率的で効果的な施策の形成や推進に努めていきます。
- 区は、平成 26 年 3 月に、今後 10 年間の保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を示した「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定しました。この計画では、（１）高齢者や障害者（児）、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多

様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すこと、(2) 区民や地域福祉活動団体、事業者など、多様な主体が地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めること、(3) 地域福祉を支える基盤整備を図っていくことを3つの柱としています。また、障害者(児) を、属性でとらえるのではなく、「生活のしづらさをかかえた人、支援を必要とする人」としてとらえるとともに、自分らしい生き方、自立や自己実現を支援していくことや、障害者を、サービスを受ける人、という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会の担い手として活躍できるような環境づくりを進めるという視点を示しています。

３．「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第４期世田谷区障害福祉計画」の位置づけと策定の趣旨

- 「せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害者計画 - 」と「第４期世田谷区障害福祉計画」は、障害者（児）に向けた施策を全庁的かつ計画的に推進するとともに、区民、事業者、区が協力・連携し、地域で共に支え共に生きるノーマライゼーション社会を目指すためのものです。
- 区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画」及び区の保健医療福祉にかかる基本の方針である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、さらに区の他の福祉関連計画との連携及び整合性を保つものとします。
- 「せたがやノーマライゼーションプラン」は、障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 「第４期世田谷区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第８８条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。



《せたがやノーマライゼーションプランと世田谷区障害福祉計画のイメージ》

【せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害者計画 - 】

- 障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね 5 ～ 10 年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、就業生活支援、保健・医療、教育、文化芸術活動・スポーツ等、雇用・就業、生活環境（バリアフリーなど）情報、防災、防犯 等）
- 庁内関係部が協力し庁内連携を強めると共に、マッチングにより、効率的で効果的な政策の形成や推進に努める。

【第 4 期世田谷区障害福祉計画】

- 障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3 年を 1 期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

4 . 計画の期間

- 計画期間は、「せたがやノーマライゼーションプラン」は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間、「第 4 期世田谷区障害福祉計画」は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。
- ただし、今後の国の障害施策等の動向を見極めつつ、さらには区を取り巻く社会状況の変化に伴って、必要な調整を図るものとします。

《計画期間》

	平成27 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
せたがやノーマライゼーションプラン (世田谷区障害者計画)	平成27～32年度								
第4期世田谷区障害福祉計画	平成27～29年度								
世田谷区基本計画	平成26～35年度								
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	平成26～35年度								

5 . 推進体制、評価・検証

- 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、国や都の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。
- 「第5期世田谷区障害福祉計画」（平成30年度～平成32年度）の策定に合わせて、「せたがやノーマライゼーションプラン」についても評価・検証を行い、必要な見直しを行います。

第2章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方

1．基本理念

「せたがやノーマライゼーションプラン（平成 17 年度～平成 26 年度）」の基本理念である“安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現”を継承しつつ、「障害の有無に関わらず、誰もが」「住み慣れた地域で」という表現を追加します。

【基本理念】

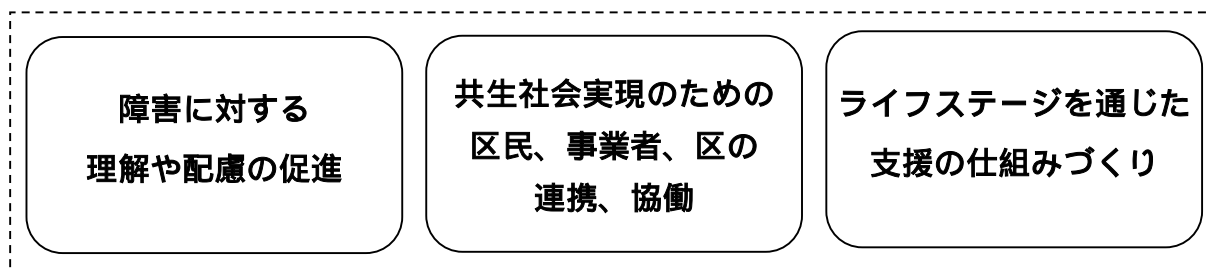
障害の有無に関わらず、誰もが
住み慣れた地域で自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現

- 区は、すべての区民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性とを尊重しあう「共生社会」の実現をめざします。
- 区は、一人ひとりが、住み慣れたまち・世田谷で、能力を最大限に生かし、自らの意思で生き方を選択・決定しながら、社会に参加することができる「自分らしい生活」を送れるようにすることを大切にします。
- 必要なときに、ライフステージに応じた途切れのない支援が受けられることが、「生活を安心して継続できる」社会の実現につながります。

2．基本的方向性

せたがやノーマライゼーションプランの基本理念を実現するため、基本的方向性を以下の3点に示します。

【基本的方向性】



○障害に対する理解や配慮の促進

障害者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。

区は、障害に対する理解や配慮が促進されるよう、取組みを進めます。障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害理解や啓発に努めます。

○共生社会実現のための区民、事業者、区の連携、協働

区は、障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会の実現を目指します。そのため様々な分野で区民、事業者、区が連携・協働して、障害者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

○ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。区は、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備に努めます。

3．世田谷区における地域包括ケアシステムの推進

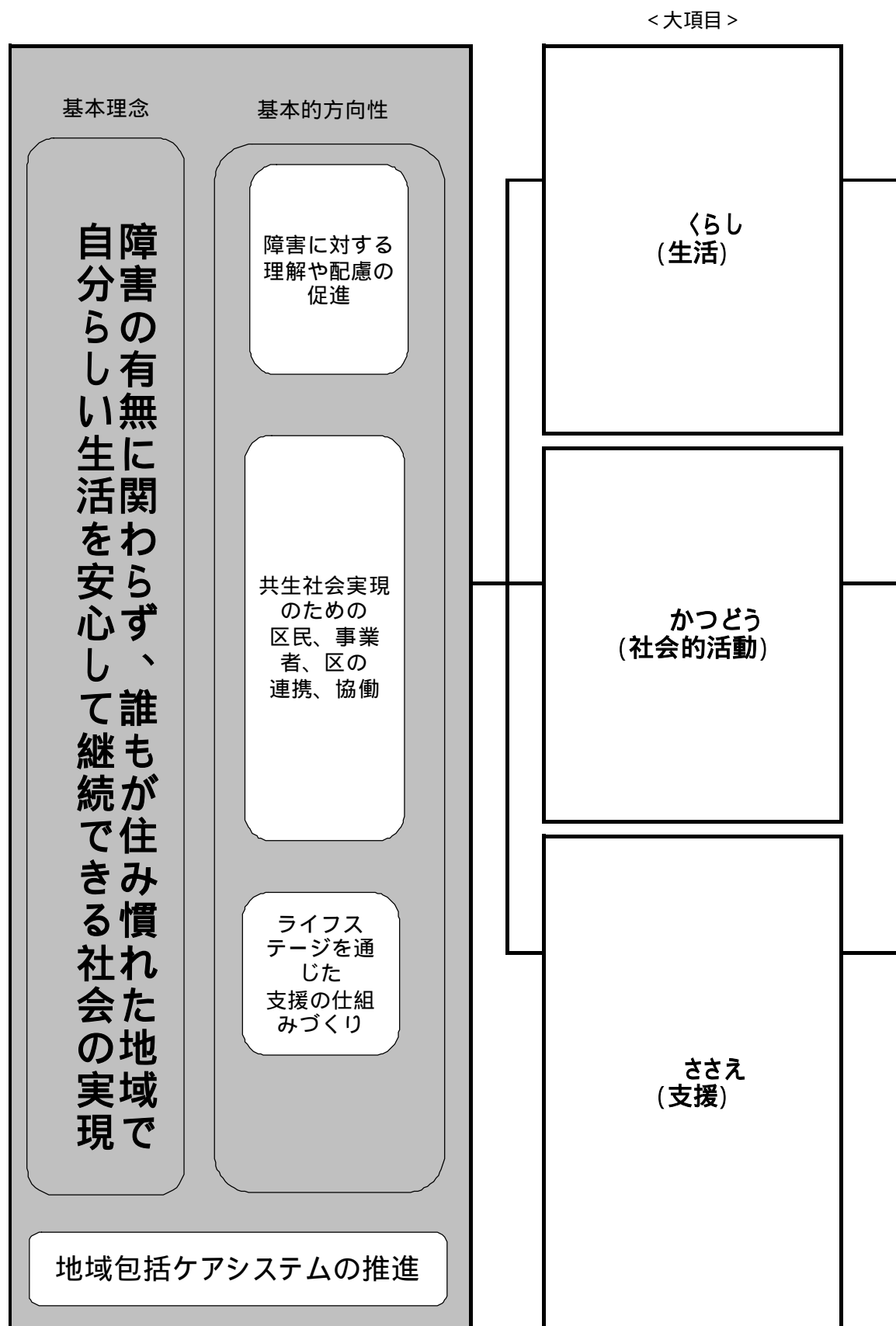
国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活の場(日常生活圏域)で生活全般を支援する「地域包括ケアシステム」の推進を目指しています。

世田谷区においては、高齢者だけでなく、障害者(児)や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられることを目的とした地域包括ケアシステムの推進を目指します。

せたがやノーマライゼーションプランの策定にあたっては、その基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けた施策体系を示しています。施策の実現を通して、生活の基盤となるその人にあった「多様な住まい方」が確保され、「障害福祉サービス」や本人やその家族の状況に合わせた「生活支援」「保健・医療」「社会的活動」等が、日常生活の場で一体的に提供されることが必要です。

区では、地域包括ケアシステムの推進に向け、あんしんすこやかセンターの相談対象を高齢者だけでなく障害者(児)や子育て家庭などに拡大するとともに、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して身近な地域で潜在化している問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組み、地域包括ケアの地区展開を図ります。

4 . 施策体系



< 中項目 >	< 小項目 >
1 せいかつ (生活支援)	(1) 在宅サービスの充実 (2) 地域移行の促進 (3) 日中活動の充実 (4) サービスの質の向上
2 けんこう (保健・医療)	(1) 予防の充実 (2) 健康づくりの推進 (3) リハビリテーションの充実 (4) 福祉と医療との連携 (5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充
3 まちとすまい (生活環境)	(1) 居住支援の充実 (2) ユニバーサルデザインの推進 (3) 移動のための支援の充実
4 はたらき (雇用・就労、経済的自立の支援)	(1) 就労支援の充実 (2) 雇用の促進 (3) 工賃の向上 (4) 経済的自立の支援
5 そだち・まなび (教育、文化芸術活動、スポーツ等)	(1) 早期支援の充実 (2) 地域支援の充実 (3) 途切れのない支援 (4) 教育・保育の充実 (5) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保 (6) 生涯学習の推進 (7) スポーツの推進 (8) 文化芸術活動の振興
6 つながり (情報アクセシビリティ)	(1) 意思疎通支援の充実 (2) 行政情報へのアクセシビリティの向上
7 さんか (行政サービス等における配慮)	(1) 区職員等に対する研修の促進 (2) 合理的配慮の提供 (3) 区の政策・施策形成への参画の支援
8 あんしん (安全・安心)	(1) 相談支援体制の充実 (2) 支援ネットワークの構築 (3) 保健福祉人材の育成・確保 (4) 家族支援の充実 (5) 見守りの推進 (6) 防災対策の推進
9 りかい・まもる (差別の解消、権利擁護の推進)	(1) 障害理解の促進 (2) 障害を理由とする差別の解消の促進 (3) 虐待の防止 (4) 権利擁護の推進

第3章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の総合的な展開

「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本理念、基本的方向性に基づき、分野別の大項目、施策別の中項目、事業別の小項目を設定しました。施策体系に沿って現状と課題の分析を行い、今後の方向性と主な取組みや主な事業展開を定め、総合的に展開します。



大項目 くらし（生活）

大項目「くらし（生活）」は、障害者やその家族の生活を支える「せいかつ（生活支援）」や、健康づくりや医療との連携などの「けんこう（保健・医療）」、居住支援やユニバーサルデザインなど、「まちとすまい（生活環境）」に関わる３つの中項目にまとめ、１２の小項目で構成しています。

中項目１．せいかつ（生活支援）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する居住の支援やサービス提供体制のあり方が課題となっています。介護が必要な障害者グループホームの入居者が、介護保険の居宅介護サービス等を利用することや介護職員等による医療的ケアの提供について国の動向を注視していく必要があります。
- 障害者が入所施設や精神科病院等から地域での生活へ移行するため、指定一般相談支援事業者は地域移行・地域定着支援の取組みを行っていますが、実績は伸びていません。地域移行を促進するためには、相談支援の体制や日中活動の場づくりを進めるとともに、地域全体が、障害者を理解し、受け入れていくことが必要です。
- 障害者が自己選択・自己決定により地域で暮らすためには、一人ひとりの状況に合わせて、居住支援（住まいの確保）と地域支援（日常生活の支援）とを、コーディネートしていく必要があります。
- 特別支援学校卒業後や地域生活への移行後に、本人の希望にあった日中活動の場を確保することが必要です。
- 障害者が安全で質の高い保健福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に向けた取組みを推進していく必要があります。

【今後の方向性】

- 障害者が日常生活又は社会生活を送る際に、個々のニーズ及び実態に応じて実施する在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 日中活動の場となる基盤の計画的な整備を進めるとともに、相談支援事業者をはじめとする障害福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図り、地域の様々な資源を活用したサービスを提供することにより、住み慣れた地域での自分らしい生活を支えていきます。
- 事業者への指導助言、第三者評価の受審促進、区民への情報提供の充実等により、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

【主な取組み】

（１）在宅サービスの充実

- 障害者の自立支援と介護者の負担軽減のために、在宅サービスの充実を図ります。
- 障害の重度化、高齢化に対応できるよう、介護が必要なグループホーム入居者を支援します。
- 医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、訪問看護ステーションの活用など必要なサービスの充実に努めます。
- 介護ロボットや IT 等の先進的な技術の活用については、モデル事業等で福祉用具の活用や普及促進等を図ります。

主な事業展開：障害者総合支援法に基づく訪問系サービスの充実、短期入所施設の確保・運営支援の充実、訪問入浴サービス等在宅サービスによる日常生活支援の充実、手話通訳者・要約筆記者の派遣、先進的技術を活用した自立支援の促進

（２）地域移行の促進

- 地域移行のニーズ把握に努めるとともに、地域における支援体制の整備、生活の場の確保に取り組み、施設等から地域での生活へ移行できるようにします。
- 都立梅ヶ丘病院跡地を活用して整備する「梅ヶ丘拠点」(23 ページ参照) において、障害者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるため、相談からサービス提供に至る一体的かつ総合的な施設を整備します。

主な事業展開：障害者入所（地域生活支援型）施設の整備、相談支援体制の充実（→中項目 8 「あんしん」参照）、地域自立生活エンパワメント事業の推進、自立支援協議会地域移行部会での検討、グループホーム整備促進、新たな住まい方の検討

（３）日中活動の充実

- 障害者の希望や特性に合わせた日中活動の場を確保するため、計画的に施設の整備・改修を実施していきます。
- 障害者の保健休養、交流、健康づくり、社会参加の場となるよう、障害者休養ホームひまわり荘の活用を図ります。

主な事業展開：日中活動の場の整備・改修の推進、障害者休養ホームひまわり荘活用の促進

（４）サービスの質の向上

- 保健福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援、区民への情報提供等を進めます。

主な事業展開：第三者評価の受審促進、区民への情報提供の充実、事業者指導の実施、事業者連絡会等における情報提供

「梅ヶ丘拠点」の整備について - 平成 31 年度開設予定 -

区では、区民の在宅生活を支えるため、都立梅ヶ丘病院跡地の一部を活用し、地域でのサービスをバックアップするとともに、先駆的な取り組みによりリードしていく全区的な保健医療福祉の拠点である「梅ヶ丘拠点」の整備を進めています。

この梅ヶ丘拠点は、公民連携により「相談支援・人材育成機能」、「健康を守り、創造する機能」、「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」、「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」の4つの拠点機能を一体的に整備し、相互に連携することで、専門性の集積による新たなサービスモデルの創出や、地域でのサービス提供を支える専門人材の育成や情報発信等を行う、総合的な保健医療福祉の拠点をめざしています。

「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」として、施設入所支援（地域生活支援型）、生活介護、自立訓練、短期入所、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、基幹相談支援センター、相談支援事業所等を整備する予定です。

整備にあたっては、環境負荷の低減や災害時対応、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めるとともに、拠点機能の発揮にあわせ世代や障害の有無等を超えた多様な交流の創造を図ることとしています。

中項目２．けんこう（保健・医療）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 予防を広くとらえ、健診・検診の受診率の向上や生活習慣病予防など直接的予防事業だけでなく、生涯を通じた健康づくりやまちづくりを目的とした様々な社会資源をも活用して、区全体で障害による活動性の低下等が原因で発生する疾病や二次障害等を予防する取組みを推進する必要があります。
- 障害者が健康維持に取り組めるよう、情報の提供や健診を受けやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 障害の状況や段階に応じて、自立した日常生活が営まれるよう、リハビリテーションを細やかに進めていくことも重要です。
- 障害に対する不安・誤解・偏見を取り除くために、医療機関と連携し妊娠期から正しい情報提供を行い、障害についての理解を促進する必要があります。
- 障害者に関する医療と福祉の連携（在宅療養支援）については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者等の参画する医療連携推進協議会等で検討を進めています。障害者の医療的ケアへの対応、施設から在宅生活への移行、在宅での療養支援、難病患者等に対する制度の拡大等を踏まえ、保健・医療・福祉サービスの提供を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- 総合福祉センターは、発達に遅れや障害のある子どもの支援機関として、乳幼児健診等を契機とした相談や療育を通じて、子どもの発達支援と保護者に対して気づきや受容を促すなどの役割を担ってきました。梅ヶ丘拠点への機能移行を見据え、乳幼児健診後のフォロー体制を強化していく必要があります。

【今後の方向性】

- 生活習慣病や各種疾病の重症化予防や早期発見のため、健診・検診の受診率向上を図ります。
- 障害者が心身の機能の維持回復をはかり、生活の質を高めることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。
- 障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉のサービスを必要なときに適切に受けられることができるよう、提供体制の充実を図ります。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診後のフォロー体制を拡充するなど、早期に必要な支援につながる仕組みの強化に取り組めます。

【主な取組み】

（１）予防の充実

- 障害による活動性の低下等が原因で発生する疾病などを予防するため、健診・検診の受診率の向上や生活習慣病予防を推進します。

主な事業展開：介護予防施策の推進、生活習慣病予防及び疾病予防のための健康診査の実施、がん検診の実施、認知症予防の推進、薬物乱用防止対策推進事業の実施、H I V・性感染症対策の充実、健康危機管理体制の整備、訪問指導・訪問調査の実施、障害者休養ホームひまわり荘活用の促進（再掲）

（２）健康づくりの推進

- 障害の有無に関わらず、区民の誰もが身近な場所で健康や体力の維持・増進に取り組める環境づくりを進めます。

主な事業展開：区民健康づくり活動のイベント参加、健康づくり団体への助成、健康増進事業の実施、障害者等への運動指導員等による健康づくり事業の実施、障害者スポーツ教室・イベントの実施、区立健康増進・交流施設（せたがや・がやがや館）の利用

（３）リハビリテーションの充実

- 障害者が、心身の機能の維持回復・獲得を図り、より質の高い地域生活を送ることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。

主な事業展開：機能訓練・生活訓練の実施、精神障害者生活指導の充実（デイケア）、健康プログラム事業の推進

（４）福祉と医療との連携

- 障害者が安心して医療・福祉を受け、また、障害の重度化を防止し健康増進を図るため、福祉と医療との連携を推進します。
- 障害リスクの高い妊産婦や未熟児、障害児と暮らす家庭に対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し保護者及び母子への支援を充実します。

主な事業展開：在宅医療のネットワークづくり、在宅療養支援モデル実施の検討、心身障害児（者）歯科診療、休日・準夜の診療体制の充実、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、精神障害児入院医療費の助成、心身障害者医療費の助成、難病対策医療の充実、原子爆弾被爆者関係健診・医療の支援、大気汚染健康被害対策の実施

(5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充

- 母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

主な事業展開： 1 歳 6 か月児健診や相談事業後のフォローグループの整備

中項目３．まちとすまい（生活環境）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 障害者が安心して地域で自立した生活を送れるよう、住まいの場であるグループホーム等の整備に取り組んでいますが、充分とはいえない状況にあります。
- 障害者の住まい探しの総合的な相談については、主に「住まいサポートセンター」が担っています。今後も、多様な住まい方を選ぶことができるよう、相談窓口を充実させていく必要があります。
- 「グループホーム向け住宅情報」については、実際の整備に結びついておらず、その役割を見直すとともに、事業者を対象とした効果的な情報提供の方法等を検討することが課題となっています。
- 平成２６年４月から、障害者総合支援法の改正により、ケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化され、より柔軟なサービス提供が可能となりました。
- 引き続き、公有地や民間物件の活用による住まいの場を確保していく必要があります。
- 障害者が暮らしやすい生活環境づくりにむけて歩道や施設のバリアフリー化、バリアフリー住宅の普及・啓発を進め、住宅改造費の助成等を行っています。今後も障害者が社会の様々な活動に参加し自己実現を図れるよう、引き続きユニバーサルデザインの視点に基づく生活環境の整備を推進し、その環境を多くの人が利用できるようにしていく必要があります。
- 移動支援については、利用実績の増加が続いており、今後もサービス量を確保する必要があります。引き続き、移動支援サービス従業者の育成を支援するとともに、国における検討の結果を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。

【今後の方向性】

- 障害の重度化、高齢化や医療的ケアの必要性にも対応できるよう、グループホーム等の整備など住まいの場の確保や住宅のバリアフリー化を推進します。
- ニーズに応じた多様な住まい方の選択ができるよう、情報収集・提供窓口を充実します。
- 障害の有無に関わらず安心して生活できる住宅の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点を持ち、ハード・ソフトの両面から、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- 一人で外出することが難しい障害者のための移動支援を引き続き推進します。

【主な取組み】

（１）居住支援の充実

- 公有地や空き家等を活用し、重度障害者や障害特性に配慮した障害者グループホームの整備誘導を図ります。
- 高齢者や障害者等の状況に応じた居住支援や住まい探しのサポートを行うことで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが続けられるよう支援体制の整備を進めます。

主な事業展開：グループホーム運営支援の充実、グループホーム整備促進（再掲）、バリアフリー住宅の普及と誘導、区立・区営住宅の整備、公的住居入居への配慮、民間賃貸住宅での居住継続支援、住宅改修費助成、新たな住まい方の検討（再掲）

（２）ユニバーサルデザインの推進

- 誰にとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくために、生活環境の整備やユニバーサルデザインの普及啓発を進めていきます。
- 平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の基本方針等を踏まえつつ、ハード・ソフトの両面から誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

主な事業展開：ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及、専門家や区民の活躍の場を広げる取組み、ユニバーサルデザインの情報バンク運営、区立施設等の整備の推進、公共交通のサービスの充実、安全な歩道づくり（歩道整備）、自転車の安全な利用の啓発、放置自転車をなくす取組み、推進地区でのユニバーサルデザインによる面的整備の推進

（３）移動のための支援の充実

- 移動困難な方の社会参加の促進や生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券の交付などにより移動のための支援の充実に努めます。
- 介助員や福祉有償運送事業者等による移動困難な方の支援が円滑に行われるよう、事業者の支援を行います。
- バス交通ネットワークの充実や利用環境の整備を図ります。

主な事業展開：自動車利用に係る助成の実施、移動支援事業の実施、障害者施設等の送迎バスの運行、バスによる公共交通不便地域の解消、バス利用環境施設の整備促進

大項目 かつどう（社会的活動）

大項目「かつどう（社会的活動）」は、全てのライフステージを通じて社会的な活動が展開できるように、雇用や就労といった経済的自立をめざした活動などの「はたらき（雇用・就労、経済的自立の支援）」と、子育て支援や教育、保育の充実をはじめ、文化やスポーツ活動などの推進を「そだち、まなび（教育、文化芸術活動、スポーツ等）」という2つの中項目にまとめ、12の小項目で構成しています。

中項目4 はたらき（雇用・就労、経済的自立の支援）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 区では、障害者就労支援センターを中心とした関係機関が連携して、就労に向けた相談、訓練から就労後の定着支援、生活相談までを一体的に支援していますが、就労支援施設の支援力の向上や、就労者の増加に伴う定着支援の強化等が課題となっています。
- 世田谷区障害者雇用促進協議会では、産業、教育、行政等が連携して、企業への障害理解と雇用促進に取り組んでいます。障害者雇用促進法の改正に伴う精神障害者の雇用義務化や雇用分野における差別の禁止等への対応が課題となっています。
- 区では、作業所等経営ネットワーク事業や経営コンサルタント派遣等事業、共同販売等の実施や世田谷区障害者優先調達推進方針の策定等により、工賃向上や販売促進等働く障害者の自立に向けた取組みを進めています。障害者就労施設等でのより一層の経営力や生産力、販売力向上のための仕組みづくりが必要です。
- 区では、知的障害者、精神障害者を短期間雇用するチャレンジ雇用や、一般就労へのステップアップをめざす保護的就労¹を実施しています。事業の効果を高めるため、内容の精査、改善等が必要です。
- テレワーク等による在宅就労や一般就労へのステップアップのための短時間アルバイト、地域の方と行うメール便の配達など、多様な働き方が広がってきています。身近な地域での多様な働き方を拡大していくことが課題となっています。
- 若者支援と連携し、自らの特性への気付きを促すプログラム「みつけば！」を実施しています。社会性やコミュニケーションの問題等、発達障害的な特性を抱える方も含まれるため、平成26年9月に開設予定の「世田谷若者総合支援センター」等若者支援との連携を強化していく必要があります。
- 区では「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行予定）を踏まえ、総合支所生活支援課や世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、障害等を含め、さまざまな課題を抱えた方の自立に向けた相談、就労支援を行っています。今後、関係機関との一層の連携強化を図っていく必要があります。

¹ 保護的就労：すぐには一般就労が難しい障害者が援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を習得したうえで、採用から5年を目途に、企業等一般就労への移行を図る。

- 障害者が地域で自立した生活を営むため、雇用・就業の促進とあわせて、障害基礎年金等公的年金を中心とした制度による経済的自立を進めていけるよう、対象者の受給漏れを防ぐ取組みや、制度の充実等について国や都への働きかけ等が必要です。

【今後の方向性】

- 就労支援施設等から、一般就労への移行を推進していきます。
- 関係機関との連携を強化して、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援を拡充していきます。
- 企業に対する障害理解と雇用促進の啓発を強化します。
- 障害者就労支援施設等が、協力して大量受注に対応できる体制作りに取り組みます。
- 区が率先して区職員としての障害者雇用を進めます。
- 身近な地域における多様な働き方を拡大していきます。
- 多様な障害特性に合わせた就労支援に取り組みます。
- 雇用・就業の促進に関する施策とともに、経済的自立に資する支援を推進します。

【主な取組み】

（１）就労支援の充実

- 障害者就労支援施設からの就労を拡大するため、施設職員の支援力の向上、施設利用者の意欲向上に向けた取組みの強化を図ります。
- 安心して働き続けることができるように、就労障害者が気軽に立ち寄り相談できる場所の拡充と定着支援の強化を図ります。
- 多様な障害特性に対応するため、障害者就労支援センターの支援力を強化するとともに、専門機関とのネットワークの充実を図ります。
- 障害者支援のみならず、若者支援や生活困窮者支援など、多様な分野と連携した就労支援に取り組みます。

主な事業展開：就労支援ネットワークの強化（職員研修・利用者プログラムの充実）、体験実習の拡充、職場定着支援・生活支援の充実、障害者就労支援センターの充実、（仮称）子ども・若者支援地域協議会との連携、ぷらっとホーム世田谷との連携

（２）雇用の促進

- 障害者雇用に取り組む企業のニーズを踏まえ、雇用促進のためのプログラムの充実、参加企業の拡大を図るなど、世田谷区障害者雇用促進協議会の活動を拡充していきます。
- 産業団体や、区内企業に働きかけ、身近な地域での多様な働き方の拡大に取り組みます。
- 区における障害者雇用は、人事所管と連携してチャレンジ雇用の受け入れ職場の拡大を図るとともに、非常勤職員としての雇用に向けて検討します。

- 保護的就労については見直しを行い、身近な地域の中間的雇用事業所として位置づけるとともに、雇用先の各団体と協力して雇用の方向性の検討を行います。

主な事業展開：障害者雇用支援プログラムの充実・広報の拡大、世田谷区チャレンジ雇用の拡充、区非常勤職員としての雇用の検討、保護的就労の見直し

（３）工賃の向上

- 作業所等経営ネットワークを強化し、共同受注の仕組みを構築し、区内就労支援施設の工賃向上に取り組みます。
- 世田谷区障害者優先調達推進方針を庁内に広く周知し、障害者就労支援施設等への物品、役務の調達を拡大します。
- 福祉ショップの見直しを行い、施設製品の販売拡大に取り組みます。

主な事業展開：共同受注体制の確立、経営コンサルタント派遣等事業の実施、世田谷区障害者優先調達推進方針に基づく物品・役務の調達、福祉ショップの充実、施設製品の販売機会の拡大

（４）経済的自立の支援

- 障害者が地域で自立した生活を営むためには、雇用・就業の促進に関する施策とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の運用が重要です。対象者への申請案内や相談に取り組むほか、必要に応じて制度の充実等について国や都へ働きかけていきます。
- 障害に伴う負担の軽減や福祉の増進を図るための支援を総合的に推進します。

主な事業展開：心身障害者福祉手当（区の制度）の支給、障害年金制度の周知の拡大

中項目 5 . そだち・まなび（教育、文化芸術活動、スポーツ等）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、各子育てステーションに発達相談室を設けたほか、相談しやすく専門性の高い支援として発達支援親子グループ事業を実施するなど、保護者の気づきを促し、養育力の向上を図る取組みを実施してきました。今後もこうした取組みを充実させていく必要があります。
- 総合福祉センター及び発達障害相談・療育センター「げんき」では、増え続ける相談・療育の利用希望者への対応が課題となっています。障害を本人だけの問題ではなく、周囲との間に生じる相互的な問題と捉え、本人に対する支援とあわせ、周囲の人をはじめ地域に対する理解促進や、普段子どもと関わる支援者のスキルアップなど、地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。
- 支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、「スマイルブック」などを活用した支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進しています。福祉と教育が連携し、就学後も支援情報が引き継がれることが求められています。
- 放課後等デイサービスや新 BOP（BOP・学童クラブ）など、放課後の居場所を拡充することが求められています。
- 障害等により配慮を要する幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教育現場に携わる人が障害についての知識や理解をもち、学習指導、生活支援の体制を充実させることが求められています。
- 障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催等を通じて、文化芸術活動、スポーツの普及が図られています。参加・活動の機会の拡充や、サポートスタッフなどの人材育成、施設の充実が課題となっています。

【今後の方向性】

- 配慮が必要な子どもが早期に必要な支援につながるよう、乳幼児の保護者の心情に配慮した相談しやすい窓口対応等、気軽に利用できる支援に取り組めます。
- 障害のある子どもとない子どもが、互いを理解し合い、ふれあえる環境を整えるため、子どもに関わる支援者のスキルアップ向上に取り組めます。
- 福祉と教育が連携し、ライフステージに応じた支援が引き継がれるよう、体制の充実を図ります。
- 配慮が必要な子どもが、安心して過ごすことができる療育や日中活動の場の確保に取り組めます。
- 小・中学校における通常の学級、特別支援学級のそれぞれの充実を図ります。
- 障害の有無に関わらず、ともに楽しむことができる、文化芸術活動、スポーツの推進に取り組めます。
- 地域で子どもの成長を支えていけるよう、地域力の向上に取り組めます。

【主な取組み】

（１）早期支援の充実

- 専門機関による出前型の相談会を実施するなど、相談しやすく専門性の高い相談の機会を確保します。
- 発達支援親子グループ事業など、発達に不安を抱える保護者が利用しやすい取組みを進めます。
- 母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。（再掲）
- 障害リスクの高い妊産婦や未熟児、障害児と暮らす家庭に対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し保護者及び母子への支援を充実します。（再掲）

主な事業展開：出前型相談会の充実、発達支援親子グループ事業の充実、４歳６か月児に対する発達相談案内の配布、乳幼児健診の充実、１歳６か月児健診や相談事業後のフォローアップの整備（再掲）、在宅療養支援モデル実施の検討（再掲）

（２）地域支援の充実

- 保育園や幼稚園、学校等、日頃地域で子どもに関わる支援機関に対し、講師派遣や研修、巡回訪問を行うなど、関係機関の人材育成に取り組みます。
- シンポジウムや講演会を開催するなど、子どもに関わる支援者や地域社会に対し、障害理解を促進します。

主な事業展開：職員研修・巡回訪問の充実、講演会やシンポジウムなど啓発事業の充実

（３）途切れのない支援

- ライフステージを通して途切れのない支援が行えるよう、「スマイルブック」等を活用し、支援情報の引継ぎ支援に取り組みます。
- 就学支援シートや就学支援ファイルを活用し、就学前から小学校への円滑な引継ぎを図ります。

主な事業展開：個別的継続支援事業の充実、就学支援シート・就学支援ファイルを活用した引継ぎの実施

（４）教育・保育の充実

- 障害の有無に関わらず、子どもが「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。
- インクルーシブ教育システムの構築など国や都の新たな施策動向に対応しながら、特別支援教育の取組みを進めます。

主な事業展開：保育園障害児保育の充実、区立幼稚園障害児保育の充実、特別支援教育の推進、特別支援学級の整備・充実、教職員研修の充実

（５）配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保

- 教育・保育等に加えて、子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援の拡充など、配慮が必要な子どもの療育や日中活動の場の充実を図ります。

主な事業展開：児童発達支援・放課後等デイサービスの拡充、新 BOP の充実

（６）生涯学習の推進

- 障害の有無に関わらず、趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化活動を推進します。
- 障害のある成人を対象とした障害者学級のあり方と運営について検討します。

主な事業展開：障害者等の生涯学習活動への支援、図書館サービスの提供、福祉教育の推進、交流・レクリエーション事業

（７）スポーツの推進

- 子どもから高齢者、また障害があっても、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごせる社会をつくっていきます。

主な事業展開：イベントなどでの障害者スポーツの PR、障害者スポーツ教室・イベントの実施（再掲）、スポーツ施設の充実

（８）文化芸術活動の振興

- 文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、障害者（児）も安心して利用できる文化施設や鑑賞サポートの推進を図っていきます。

主な事業展開：誰もが文化芸術に親しむことができる取組みの充実、障害者（児）が行う文化活動の支援

大項目 ささえ（支援）

これまでの2つの大項目「暮らし（生活）」と「かつどう（社会的活動）」を支える役割を担うのがこの「ささえ（支援）」です。「つながり（情報アクセシビリティ²）」をはじめ、「さんか（行政サービス等における配慮）」、相談支援をはじめとする「あんしん（安全・安心）」、「りかい・まもる（差別の解消、権利擁護の推進）」の4つの中項目、15の小項目で構成しています。

中項目6．つながり（情報アクセシビリティ）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 意思疎通支援事業の実施、情報の取得や意思表示を支援する機器の提供などを通じ、意思疎通の支援と情報アクセシビリティの向上に努めてきました。
- 行政情報の発信にあたっては、文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。引き続き情報提供の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

- 意思疎通支援の充実を推進します。
- 情報アクセシビリティの推進に向け、行政情報の電子的提供や区ホームページの機能強化に取り組めます。

【主な取組み】

（１）意思疎通支援の充実

- 意思疎通支援事業による支援を行うとともに、手話等の意思疎通手段の啓発、意思疎通を支援する人の育成を行います。

主な事業展開：手話通訳者・要約筆記者の派遣（再掲）、待機手話通訳者の配置、手話講習会の実施、代読・代筆を行う同行援護従業者の育成、情報・意思疎通支援用具の提供、障害者パソコン講習の実施

（２）行政情報へのアクセシビリティの向上

- 行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティのさらなる向上に努めます。

主な事業展開：文書の音声コード添付の促進、印刷物の発行に伴う視覚障害者への配慮（テープ版・デージー版・点字版等の発行）、視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営、ツイッター等多様な電子媒体を活用した即時性のある情報提供、スマートフォンやタブレットなどモバイル端末の活用

² 情報アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。

中項目 7 . さんか（行政サービス等における配慮）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 必要な人が適切な配慮を受けることができるよう、区職員等に対し、新規採用時をはじめ、適宜研修等を行っています。今後も障害に対する理解を促進するための取組みを進めていくことが必要です。
- 区の窓口における手話通訳者の配置、筆談器の設置等による意思疎通の支援や、選挙時の投票環境の向上等が実施されています。平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に向け、区の事業執行全般において、合理的な配慮を進めていくことが必要です。
- 障害の有無に関わらず、共に生きる地域社会を目指すため、障害者の要望や意見を反映していく機会が設けられています。今後は、より参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

【今後の方向性】

- 区職員等の障害に対する理解を促進する機会を拡大していきます。
- 障害者差別解消法の施行に向け、区の事業執行全般において合理的な配慮をさらに進めていきます。
- 障害の有無に関わらず、誰もが区の政策決定過程において、参画の機会が確保され、必要な配慮が受けられるように努めます。

【主な取組み】

（１）区職員等に対する研修の促進

- 研修制度を充実させ、障害に対する理解を促進します。

主な事業展開：区職員に対する福祉体験研修等の実施、区保健福祉領域職員の専門研修の充実

（２）合理的配慮の提供

- 区の事務事業の実施にあたり、必要かつ合理的な配慮を行います。

主な事業展開：手話通訳者・要約筆記者の派遣（再掲）、待機手話通訳者の配置（再掲）、窓口環境の改善、投票環境の向上

（３）区の政策・施策形成への参画の支援

- 障害者が区政に参加する機会を確保し、運営において適切な配慮を行います。

主な事業展開：障害者の区政参画の促進、世田谷区地域保健福祉審議会の運営

中項目 8 . あんしん（安全・安心）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 区では、高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、より身近な日常生活の場で、その人にあった様々な支援が途切れなく、包括的・継続的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めています。
- 障害者（児）の相談支援については、平成 24 年 4 月の自立支援法等の改正に対応するため、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援体制の再構築を進めてきましたが、今後は、地域包括ケアシステムの推進に向けて、さらなる相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 障害者やその家族が安心して自立した地域生活を送れるよう、家族支援を充実させるとともに、相談支援事業者連絡会やエリア自立支援協議会の開催等を通して、支援ネットワークの構築を進めていますが、今後はそのネットワークを通じて、地域内の課題等を抽出・整理していく必要があります。
- 区では、福祉人材育成・研修センターや総合福祉センターにおいて専門人材の育成に向けた研修等を実施していますが、保健福祉ニーズの急速な拡大に伴い専門人材への需要が高まる中、さらなる人材の確保・育成を図る必要があります。
- 地域住民による支えあい活動として、ふれあい・いきいきサロンや住民参加型サービス等を推進してきましたが、行政サービスだけでは対応できない地域での見守り等のニーズに対応するため、さらなる活動の活性化や活動を担う人材の発掘が課題となっています。
- 平成 25 年 6 月の障害者基本法の改正により、消費者としての障害者の保護に関する規定が設けられたことを受け、障害者が消費者トラブルに会うことを防止する等の取組みを関係所管と連携して進めていく必要があります。
- 東日本大震災等の数々の教訓を踏まえ、区では障害者や高齢者等の自力で避難することが困難な、いわゆる災害時要援護者に対する避難支援体制を整備するため、町会・自治会と協定を締結し、災害時要援護者支援事業を実施しています。引き続き、町会・自治会との協定締結の拡充に取り組むとともに、地域の担い手の確保を図る必要があります。
- 災害発生時の情報伝達手段として、庁舎内への緊急地震速報用の回転灯の設置、避難所で使用するコミュニケーションボードの備蓄や避難所一覧の音声情報化を行いました。今後も、障害者に対する災害に関する情報発信を充実させる必要があります。
- 災害発生時に障害者等の避難生活を支えるため、現在までに 38 か所の障害者施設と二次避難所協定を締結しました。引き続き、二次避難所の開設・運営体制の強化を図る必要があります。また、発災時に障害者を支えるボランティアや専門職の確保を図る必要があります。

【今後の方向性】

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図るとともに、相談支援事業者をはじめとする障害福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図ります。
- 地域で安定して保健福祉サービスを利用できるよう、専門人材の確保に努めるとともに、質の高いサービス提供に向けて人材の育成に取り組めます。
- 障害者（児）と暮らす家族の心身の負担を軽減するため、各種事業や相談支援の充実を図ります。
- 地域の住民同士の関係が豊かに重なり合うような安心な地域をつくるため、社会福祉協議会と連携し、地域における見守り活動や支えあい活動への地域住民の参加を促進するとともに、地域人材の発掘・育成に取り組めます。
- 障害者（児）が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災対策の推進や消費者被害からの保護等を図ります。
- 障害特性にも配慮し、災害情報伝達方法の多様化に向けて取り組めます。

【主な取組み】

（１）相談支援体制の充実

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実するため、様々な障害種別に対応するとともに、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

主な事業展開：基幹相談支援センターの運営、地域障害者相談支援センターの運営、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）における身近な相談、教育相談の充実、世田谷若者総合支援センターの運営、ぷらっとホーム世田谷の運営、精神障害者保健医療相談の充実（子ども・思春期、成人）、発達障害相談の充実

（２）支援ネットワークの構築

- 相談支援事業者連絡会やエリア自立支援協議会を中心に、引き続き事業者ネットワークの構築を図るとともに、関係機関が集まって地域における様々な事例検討を重ねる中で、地域の課題を発見し、その課題解決に向けた検討を行っていきます。
- 同じ障害がある人たちやその家族の集まりなどによるネットワークの支援を通じて、新たに障害に気付いた方や中途障害者などを相談や支援の窓口につなげていきます。

主な事業展開：自立支援協議会の運営、保健・医療・福祉地域連携推進体制の整備、障害者福祉団体への助成、精神保健福祉団体の連携促進、世田谷区社会福祉協議会等との連携促進と支援強化

（３）保健福祉人材の育成・確保

- 福祉・人材育成センターで実施する各種専門研修や基幹相談支援センターで実施するケアマネジメント研修等を充実させるとともに、区内のグループホームや通所施設を対象に研修費の助成を行うなど、保健福祉の人材の確保、定着、育成を図ります。
- 地域福祉を推進する上で欠かせない人材である民生委員・児童委員や身近な地域で主体的な活動を行うボランティアグループ等を支援し、連携を深めていきます。
- 区の保健福祉関連職員が、地域への支援や指導・助言を行うために必要な専門スキルの取得・向上に向けて取り組むとともに、保健師や社会福祉士等の専門職の配置や活用を進めます。

主な事業展開：福祉・人材育成センター事業の運営、基幹相談支援センター事業（ケアマネジメント研修の充実）、区保健福祉領域職員の専門研修の充実（再掲）、障害者通所施設等への研修費助成、失語症会話パートナーの養成

（４）家族支援の充実

- 障害者（児）を介護する家族の方を対象としたリフレッシュ事業やレスパイト^３のための事業を実施するほか、日頃の思いや経験等を語り合い共有する場を紹介するなど、家族支援の充実を図ります。
- 障害者（児）と暮らす家族が抱える不安や悩みを受け止め、課題解決に必要な情報提供やサービス調整など、家族の方に寄り添った相談支援に取り組みます。
- 家族の方の介護負担を軽減するとともに介護人材不足に対応するため、ＩＴなどの先進的な技術の活用や新しい福祉機器の導入促進を図ります。

主な事業展開：認知症の家族支援体制の充実、介護者リフレッシュ事業の実施、重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施、先進的技術を活用した自立支援の促進（再掲）

（５）見守りの推進

- 地域コミュニティを活性化させ、行政だけでは対処しきれない、ひとり暮らし高齢者や障害者等の見守り、身近な手伝いの対応等に地域の住民同士の支えあいで取り組む地域づくりを進めます。
- 架空請求や振り込め詐欺、あるいは悪質業者から高額な商品を購入させられたりするなど、障害者が消費者被害に巻き込まれないための取組みを進めます。

主な事業展開：ボランティア活動への支援、地域支えあい活動の推進、支えあいミニデイの推進、見守り推進事業の実施、市民活動の促進、消費者被害防止のための取組みの充実

^３ レスパイト：休息、息抜き。

（６）防災対策の推進

- 災害発生時や発生の恐れがある場合に、誰もが災害に関する情報等が得られるように仕組みを整えるとともに、避難誘導や避難生活を支えるために必要な体制の整備を進めます。
- 災害時要援護者支援事業の町会・自治会との協定締結を拡充するため、地域のネットワークとの連携など、町会・自治会が参加しやすい仕組みや協定締結後の活動の支援を検討します。
- 二次避難所の開設・運営体制の強化とともに、発災時に障害者（児）を支えるボランティアや専門職の確保を図ります。

主な事業展開：災害時要援護者支援の推進、緊急通報システムの設置、防災区民組織の育成、防災教室の実施、総合防災訓練の実施、災害時の情報伝達の仕組みの充実

中項目 9 . りかい・まもる（差別の解消、権利擁護の推進）

【現行ノーマライゼーションプランの進捗状況を含めた現状と課題】

- 障害者施設と近隣小中学校や地域が連携するイベント、防災訓練、区民ふれあいフェスタ、地域まつり等へ障害者（児）が参加することにより、地域住民が障害について理解する機会を拡大しています。平成 25 年度には、区内で全国障害者スポーツ大会を開催し、障害者スポーツの機運の高揚や障害者スポーツへの理解促進を図りました。今後もこうした取組みを拡大していく必要があります。
- 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、各総合支所保健福祉課に障害者虐待通報・届出窓口を設置しました。また、障害者虐待防止のパンフレットの配布等を通じて区民への周知・啓発を行っているほか、世田谷区障害者虐待防止連絡会等により障害者虐待防止のためのネットワークの強化を図っています。
- 虐待防止の対応については、通報件数や対応困難事例が増えているため、関係機関との連携を充実させるとともに、区職員および事業者の対応力の向上を図る必要があります。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法の施行に向け、障害を理由とする差別の解消に向け取り組む必要があります。
- 成年後見制度利用支援事業については、社会福祉協議会の成年後見センターへ委託し、区民からの相談対応や成年後見に関する講座を開催し、区民成年後見人の養成研修を実施しています。

【今後の方向性】

- 障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、地域の理解促進を図る活動や地域住民と交流する機会を充実させていきます。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取組みにより、権利擁護を推進します。

【主な取組み】

（１）障害理解の促進

- 区民が幼少期から、地域や学校において、さまざまな人と出会い、触れ合いながらともに過ごす時間を通じて、障害の捉え方や特性を理解する機会を持てるよう努めます。
- ユニバーサルデザインの推進や合理的配慮等を行うことにより、障害者の生活や活動がしやすくなることを、周知・啓発するとともに、区としてもハード・ソフト両面からの取組みを進めます。
- 外見からはわかりづらい発達障害や難病、高次脳機能障害等について、区民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。

主な事業展開：障害についての理解啓発の促進、精神保健福祉に関する普及啓発、ユニバーサルデザイン普及講座や普及啓発イベントの実施、区職員に対する福祉体験研修等の実施（再掲）、教職員研修の充実（再掲）、施設における地域交流の促進

（２）障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別の解消について区民の関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、啓発活動に取り組みます。

主な事業展開：障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発の推進

（３）虐待の防止

- 障害者に対する虐待を防止するためのネットワークを強化します。
- 障害者虐待防止の取組みを引き続き区民へ周知・啓発するとともに、虐待防止に携わる関係者等を対象とした研修を継続的に実施し、障害者虐待への対応力向上を図ります。

主な事業展開：障害者虐待防止の推進、自立支援協議会虐待防止・権利擁護部会の開催、障害者虐待対応研修の実施

（４）権利擁護の推進

- 知的障害者や精神障害者など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談、区民成年後見人の養成を進めます。

主な事業展開：成年後見制度の利用促進・支援、地域福祉権利擁護事業の利用促進

第4章 第4期世田谷区障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)



1．計画の位置づけと策定期間

- 第4期世田谷区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。
- 今回の第4期障害福祉計画は、第3期（平成24年度から平成26年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成27年度から平成29年度までの計画を定めます。

《計画期間と見直し》

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
第2期の実績及びつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、数値目標及びサービス見込み量を設定			第3期の実績及び障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、数値目標及びサービス見込み量を設定			第4期の実績を踏まえ、第5期計画を策定		

2．計画の対象

- 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。高次脳機能障害や難病⁴患者を含みます。

⁴ 難病：平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める障害児（者）の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

3 . 計画の内容

(1) 記載すべき事項

- 第 4 期障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

(2) 成果目標と活動指標

成果目標	活動指標
施設入所者の地域生活への移行（継続） ・ 地域生活移行者の増加 ・ 施設入所者の削減	○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 ・ 生活介護の利用者数、利用日数 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ・ 就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用日数 ・ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・ 共同生活援助の利用者数 ・ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・ 施設入所支援の利用者数 施設入所者の削減
入院中の精神障害者の地域生活への移行（都道府県のみが定める）	○ 都道府県の成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 ・ 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ・ 就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用日数 ・ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・ 共同生活援助の利用者数 ・ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
障害者の地域生活の支援（新規） ・ 地域生活支援拠点の整備（平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備する）	
福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充） ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・ 就労移行支援事業の利用者の増加 ・ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 ・ 就労移行支援の利用者、利用日数 ・ 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）

(3) サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

- 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

(4) 地域生活支援事業等の実施に関する事項

- 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障害児への相談支援及び通所サービスについても、同様に見込量等を定めます。

(5) 推進体制 (P D C A サイクルの導入)、評価・検証

- 成果目標及び活動指標については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、少なくとも 1 年に 1 回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

4 . 第 3 期障害福祉計画の実施状況と課題

(1) 障害福祉サービスの実施状況と課題

障害者総合支援法による事業

《訪問系サービス》

- 国において、障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある人等への適切な支援の在り方等についての検討が行われています。
- 居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。

《日中活動系サービス》

- 生活介護の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 自立訓練（機能訓練）の利用実績は、人数的には計画目標を下回っていますが、1ヶ月の見込み量としては概ね計画通り達成できる見込みです。自立訓練（生活訓練）の利用実績は、計画目標を大きく上回っています。
- 就労移行支援の利用実績は、身体及び精神障害者の利用は増加傾向にありますが、知的障害者の利用は減少傾向にあり、合計では計画目標を下回っています。身体障害者は、区内のパソコンを活用し在宅就労を目指す就労移行事業所や、区外の障害特性に応じた就労支援を行う事業所の利用が増えています。精神障害者の区外事業所の利用が増えています。
- 障害者の就労支援の強化に向けて、施設と就労支援センターの連携強化や 3 所一体化（すきっぷ就労相談室、クローバー、分室そしがや）を図るなど、相談から職場定着まで支援力向上に取り組んでおり、今後も、施設利用者を対象とした研修プログラム の充実や企業向け定着支援等を充実していく必要があります。
- 就労継続支援（A 型）の利用実績は、計画目標を大きく上回っており、区外事業所の利用が増えています。就労継続支援（B 型）の利用実績は、ほぼ計画目標に近い実績となっています。
- 平成 25 年から、区内の就労継続支援（B 型）事業所の工賃向上を目的とした「経営コンサルタント派遣等事業」を開始しました。優先調達法による働きかけも含め、官公需の拡大を図るとともに、引き続き、工賃向上に向けた取組みを進める必要があります。
- 障害者雇用促進協議会では、「障害者雇用支援プログラム」の実施等により企業への障害理解の啓発と雇用促進を図っています（実参加企業 24 年度 73 社、25 年度 90 社）。参加企業数は、年々拡大しており、障害者就労支援センターによる企業支援、雇用促進、職場定着支援につなげていく必要があります。
- 平成 22 年度から実施している世田谷区チャレンジ雇用は、図書館、保育園等に毎年 3 ～ 4 人を雇用しており、平成 25 年度は本庁舎内での雇用を初めて実施しました。チャレンジ雇用終了者は、本事業の実務経験を通じて一般企業等への就

労を実現しており、今後も、雇用人数、受け入れ職場の拡大に取り組んでいく必要があります。

- 発達障害者の相談、居場所、就労等の支援を試行的に実施（「ゆに（UNI）」）しています（26年度から本格実施）。また、若者サポートステーションと連携し、発達障害特性が原因で就労につながりにくい若者に自己認知促進プログラム（「みつけば！」）を実施しています。今後も、発達障害者の相談・交流の場の充実を図る必要があります。
- 療養介護の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 短期入所の利用実績は、計画目標を上回っています。平成24年度に民間の短期入所施設が2か所、重度心身障害児向けの日中ショートステイ施設が1か所開設しました。引き続き、重度障害者を受け入れる基盤の確保とともに、ショートステイの基盤整備を図る必要があります。

《居住系サービス》

- 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。平成26年度に新たなグループホーム4か所が開設の予定です。
- 施設入所支援の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 引き続き、公有地活用による基盤増を図るとともに、事業者が民間物件を活用したグループホームの基盤整備を進められるよう、さらなる検討を進める必要があります。
- 「グループホーム向け住宅情報」については、平成24年度から、不動産事業者に民間物件の情報を数件受けましたが、整備に適した物件がなく、実際の整備に結びつきませんでした。「グループホーム向け住宅情報」の役割を見直すなど、事業者を対象とした効果的な情報提供方法の検討が課題です。

《相談支援》

- 平成26年4月現在、特定相談支援事業者16か所、一般相談支援事業者6か所、指定障害児相談支援事業所9か所を相談支援事業者として指定しました。
- サービス等利用計画の作成件数は、計画目標を下回っており、対象者数に対し相談支援事業者が少ないこと、対象者数が増加していること等が要因となっています。
- サービス等利用計画の作成の促進を図るため、相談支援事業者及び相談支援専門員の拡充が大きな課題となっています。
- 平成19年度から、自立支援協議会を設置し、活動してきました。平成24年度から、自立支援協議会が法定化されたことに伴い、「関係機関のネットワーク構築」「社会資源開発・改善」「支援体制に係る課題整理」などを所掌事項として明示し、活動を推進しています。

児童福祉法による事業

- 児童発達支援センターの設置を3か所と予定していましたが、平成26年4月現在、2か所となっています。当初設置を想定していた物件について、施設要件を満たせなかったことが要因です。
- 児童発達支援事業は、平成26年4月現在、13か所となっており、計画目標を上回っています。今後も、利用する児童やその家族への支援を行う身近な療育の場としての充実を図るとともに、児童発達支援を受けた児童については、引き続き、就学してからの個別継続相談を行っていく必要があります。
- 成長の記録とともに配慮を要する児童の発達状況や支援情報をまとめる「スマイルブック」の活用促進を図るとともに、各保健福祉課に発達支援コーディネーター(心理士)を配置し、支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進しています。引き続き、子どものライフステージに応じて途切れのない支援を充実していく必要があります。
- 放課後等デイサービスは、平成26年4月現在、10か所となっており、計画目標を上回っています。障害のある子どもの放課後の居場所については、放課後等デイサービスと新BOP(BOP・学童クラブ)など、利用場所の選択・決定などの仕組みづくりを含めて整理していく必要があります。
- 平成26年4月現在、指定障害児相談支援事業所を9か所指定し、相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援事業者連絡会の開催を通してネットワークの構築に取り組んでいます。今後も、家族が安心して障害のある子どもを支えられるよう、途切れのない相談支援を充実していく必要があります。

<第3期の実績一覧>障害福祉サービスの見込量(1ヶ月あたり)

サービス名		平成24年度		平成25年度		平成26年度
		計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス	居宅介護					
	重度訪問介護	61,533	59,419	62,812	61,265	64,128
	同行援護					
	行動援護	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	重度障害者等包括支援	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
		1,087 人	913 人	1,126 人	981 人	1,166 人
日中活動系サービス	生活介護	1,045 人 × 20 日分	1,080 人 × 18 日分	1,070 人 × 20 日分	1,082 人 × 18 日分	1,094 人 × 20 日分
	自立訓練 (機能訓練)	42 人 × 6 日分	29 人 × 8 日分	42 人 × 6 日分	26 人 × 9 日分	42 人 × 6 日分
	自立訓練 (生活訓練)	39 人 × 8 日分	50 人 × 10 日分	39 人 × 8 日分	58 人 × 9 日分	39 人 × 8 日分
	就労移行支援	165 人 × 20 日分	188 人 × 13 日分	165 人 × 20 日分	176 人 × 15 日分	165 人 × 20 日分
	就労継続支援 (A型)	17 人 × 20 日分	15 人 × 16 日分	21 人 × 20 日分	38 人 × 17 日分	24 人 × 20 日分
	就労継続支援 (B型)	899 人 × 20 日分	922 人 × 14 日分	928 人 × 20 日分	925 人 × 15 日分	960 人 × 20 日分
	療養介護	64 人	64 人	66 人	64 人	68 人
	短期入所	218 人 × 7 日分	278 人 × 6 日分	226 人 × 7 日分	323 人 × 6 日分	253 人 × 7 日分
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)					
	共同生活介護 (ケアホーム)	242 人分	240 人分	266 人分	261 人分	290 人分
	施設入所支援	465 人分	473 人分	465 人分	460 人分	465 人分
相談支援	計画相談支援 (個別計画作成)	253 人	44 1 人	596 人	190 1 人	1,080 人
	地域移行支援	22 人	14 人	19 人	11 人	16 人
	地域定着支援	22 人	10 人	34 人	9 人	46 人

1 年間のサービス等利用計画作成件数及びモニタリング件数の合算から5月で平均した件数

(2) 地域生活支援事業の実施状況と課題

必須事業

- 平成 24 年度に基幹相談支援センター 1 か所、平成 25 年度に区内 5 地域に地域障害者相談支援センターを設置し、相談体制の整備を図っています。今後はそれぞれの機能の充実を図る必要があります。
- 成年後見制度利用支援事業については、全体として知的障害者及び精神障害者による申立件数が少ないことから、申立てに係る経費及び報酬助成の利用実績がありませんでした。今後も成年後見制度についての理解・周知を図り、利用を促進していく必要があります。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用実績は、計画目標を下回っているものの増加傾向にあります。手話通訳者等の派遣件数の伸びは、それほど急激ではないものの、回数制限の見直しについて検討する必要があります。
- 庁舎への手話通訳者の設置実績は、計画目標通りとなっています。
- 日常生活用具給付事業の利用実績は、計画目標を下回っており、排泄管理支援用具が全体の 6 割を占めています。引き続き、支給品目の見直し検討を行っていく必要があります。また、品目別では、排泄管理支援用具の利用者負担について、軽減の要望があり、その必要性について検討する必要があります。住宅改修の利用実績は、計画目標を大きく上回っています。
- 移動支援事業は、平成 25 年度末現在、約 170 か所で実施しており、利用実績は、計画目標を上回っています。制度の拡充への要望が、複数の団体から寄せられており、移動支援についての国における検討の結果を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。
- 地域活動支援センター事業は、平成 26 年 4 月現在、A 型が 2 か所、B 型が 2 か所で実施しており、サービス利用実績は、A 型は計画目標通り、B 型は計画目標を下回っています。A 型は、活動内容の実際等を踏まえ、就労継続支援事業 B 型など個別給付事業への移行を促し、安定した事業運営とサービスの質の向上を図る必要があります。

その他の事業

- 日中一時支援事業（日中ショートステイ）は、9 か所で実施しており、利用実績は計画目標をやや下回っています。障害者（児）の家族の休息等のため、引き続き、基盤増に取り組む必要があります。
- 訪問入浴サービス事業の利用実績は、計画目標を下回っており、ホームヘルパーによる入浴で代替できたことも一因と考えられます。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業の利用実績は、計画目標を下回っていますが、利用者は増加傾向にあるため、継続して事業を実施する必要があります。
- 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業の利用実績は、計画目標を下回っており、対象範囲が狭くなっていることが原因と考えられます。就職支度金については、平成 25 年度をもって廃止しました。今後も、国の地域生活支援事業見直しの動向

を注視していきます。

- 情報面においては、文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。点字・声の広報等発行事業の利用人数の実績は、利用目標を上回っています。
- 奉仕員養成研修事業として手話講習会の開催、手話通訳者への研修を行っています。利用実績は、計画目標を下回っていますが、利用実績は増加傾向にあります。引き続き、事業の周知に努めます。
- 福祉ホーム事業の利用実績は、計画目標を下回っていますが、年 15～16 人が利用しています。今後、障害者の住まいの場の 1 つとして利用が促進されるよう、事業者と調整を図る必要があります。

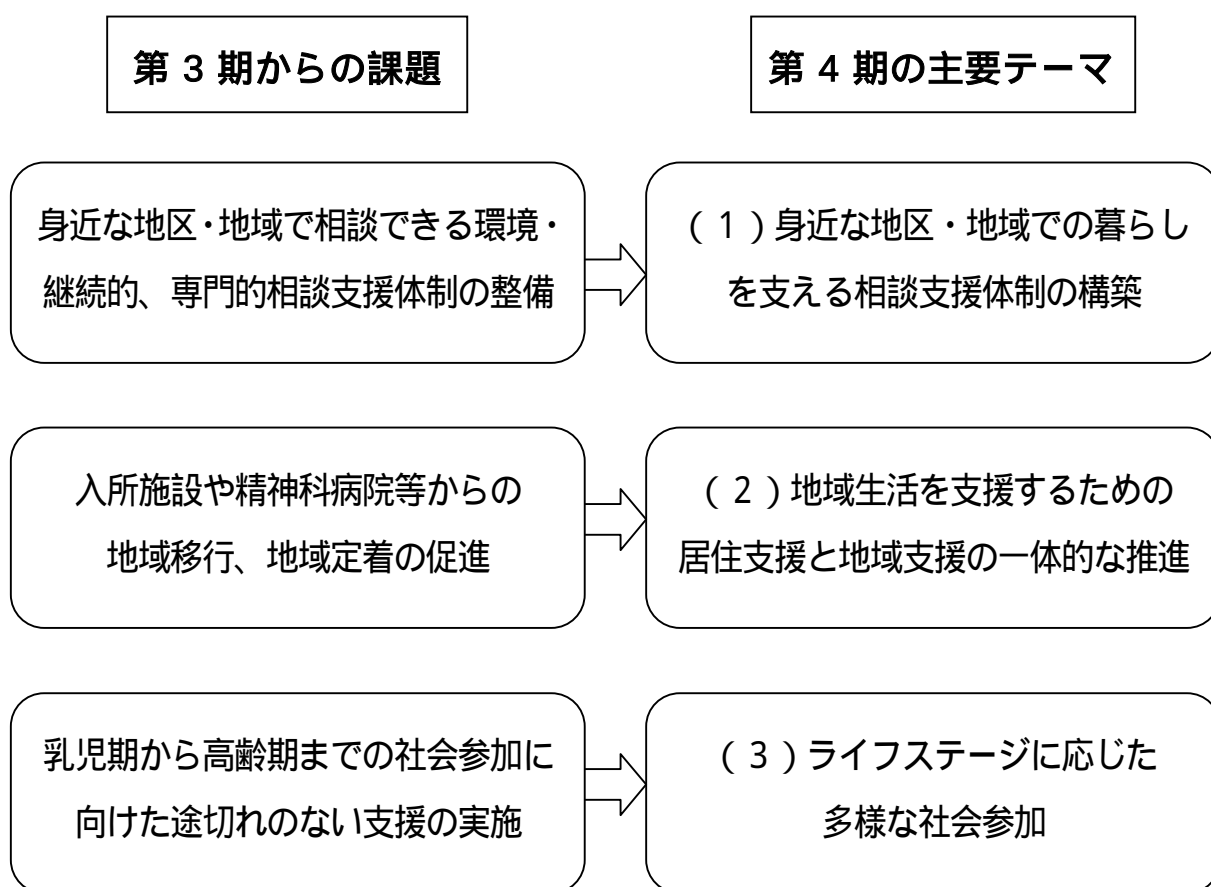
<第3期の実績一覧>地域生活支援事業の見込量

サービス名		平成24年度		平成25年度		平成26年度
		計画	実績	計画	実績	計画
必須事業	(1)相談支援事業					
	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有
	(2)成年後見制度利用支援事業 (利用者数/年)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
	(3)コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者・要約筆記者派遣 (利用者数/年)	188 人	143 人	205 人	159 人	222 人
	手話通訳者設置事業 (実設置者数)	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	(4)日常生活用具給付等事業 (件数/年)	1,594 件(計)	1,429 件(計)	1,655 件(計)	1,520 件(計)	1,716 件(計)
	介護・訓練支援用具 (件数/年)	64 件	78 件	66 件	57 件	68 件
	自立生活支援用具 (件数/年)	176 件	155 件	184 件	169 件	192 件
	在宅療養等支援用具 (件数/年)	100 件	87 件	105 件	126 件	110 件
	情報・意思疎通支援用具 (件数/年)	180 件	136 件	194 件	214 件	208 件
	排泄管理支援用具 (件数/年)	1,041 件	944 件	1,071 件	928 件	1,101 件
	住宅改修 (件数/年)	33 件	29 件	35 件	26 件	37 件
	(5)移動支援事業 (実施箇所数)	143 箇所	160 箇所	154 箇所	166 箇所	163 箇所
	(利用者数/年)	595 人	855 人	669 人	995 人	743 人
	(利用時間数/年)	73,098 時間	122,346 時間	82,189 時間	141,813 時間	91,280 時間
	(6)地域活動支援センター					
	地域活動支援センター(型) (実施箇所数)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	(利用者数/年)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
その他事業	地域活動支援センター(型) (実施箇所数)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
	(利用者数/年)	60 人	60 人	60 人	40 人	60 人
	日中一時支援事業 (実施箇所数)	11 箇所	12 箇所	8 箇所	9 箇所	8 箇所
	(利用者数/年)	14,350 人	12,390 人	1,400 人	1,149 人	1,400 人
	訪問入浴サービス事業 (利用者数/年)	108 人	92 人	113 人	91 人	118 人
	自動車運転免許取得・改造助成事業 (利用者数/年)	25 人	12 人	25 人	16 人	25 人
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 (利用者数/年)	93 人	78 人	91 人	76 人	89 人
	点字・声の広報等発行事業 (利用者数/年)	240 人	202 人	240 人	250 人	240 人
	奉仕員養成研修事業 (修了者数)	385 人	250 人	385 人	271 人	385 人
	福祉ホーム事業 (利用者数/年)	20 人	16 人	20 人	16 人	20 人

5．主要テーマ

第4期障害福祉計画を策定するにあたって、第3期障害福祉計画の評価検証を行う中で、「障害者（児）をはじめ誰もが身近な地区・地域で相談できる環境の整備と併せて、継続的、専門的な相談支援が必要な人への対応を図るべきである」、「入所施設や精神科病院等からの地域移行、地域定着を進める必要がある」、「乳児期から高齢期までライフステージに応じた多様な社会参加に向けた途切れのない支援を行う必要がある」という、3つの課題が明確になってきました。

そこで、この3つの課題を解決するための3つの主要テーマ「身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築」「地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進」「ライフステージに応じた多様な社会参加」を設定し、第4期障害福祉計画の計画期間で取り組んでいきます。



(1) 身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築

現状と課題

- 障害者(児)やその家族にとっての身近な地区での相談支援を担うべき指定特定相談支援事業者等について、利用者数に比して事業者数がまだ十分ではないため、その機能を発揮できているとはいえない状況にあります。
- サービス等利用計画等の対象者数について、第3期障害福祉計画策定時には約5,000人と想定していましたが、平成26年3月末時点で5,800人を上回るなど、今後も引き続き増加の傾向が見込まれるため、指定特定相談支援事業者や相談支援専門員等のさらなる拡充を図る必要があります。
- 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」(平成26年3月策定)に示された「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、平成26年度から段階的に、あんしんすこやかセンターによる地区における総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の取組みが展開される予定であり、障害者(児)の相談支援体制においても、円滑な連携に向けて体制の拡充を図っていく必要があります。
- 事業者間のネットワークについては、5つの地域のエリア自立支援協議会や地域移行部会等の活動の中で構築されつつありますが、相談支援の充実に向けては、さらなる強化が必要です。

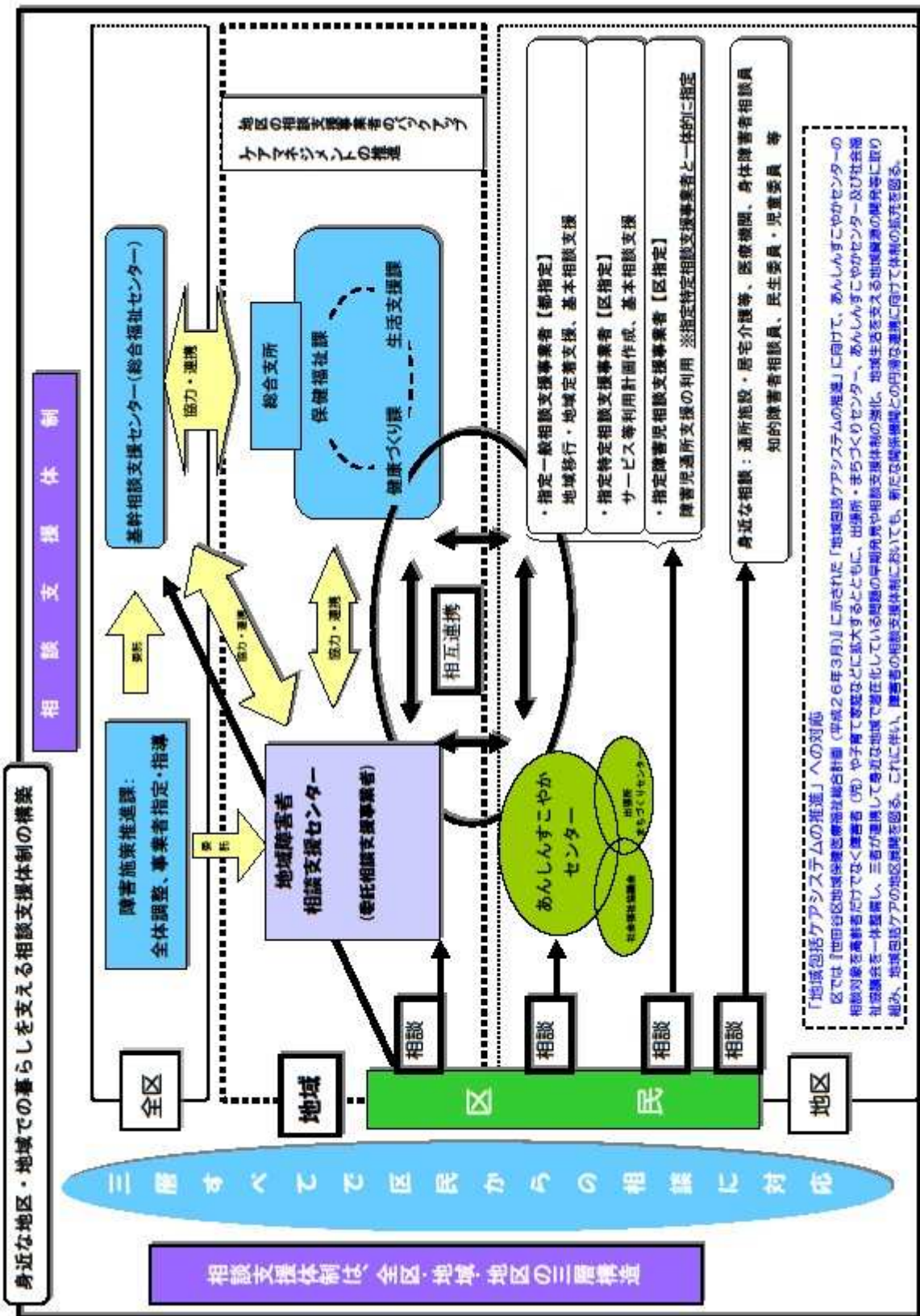
今後の方向性

- 障害者(児)やその家族が、障害福祉サービスを引き続き安定して利用できるよう、サービス等利用計画等の作成促進に向けた体制整備を図っていきます。
- 指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者等が、身近な地区での相談支援を円滑に実施できるよう、基幹相談支援センター、地域障害者相談支援センター、総合支所等によるバックアップ体制の充実に図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、障害者(児)の相談支援体制についてその役割・機能を見直し、あんしんすこやかセンターをはじめとする新たな関係機関との円滑な連携を図ります。
- 各相談支援機関が、様々な相談に応じ適切なサービスや制度につなげるなどの総合的な支援を実施できるよう、区内の相談支援人材の育成を図るとともに、事業者間のネットワークの強化を図っていきます。

主な取組み

- 指定特定相談支援事業者等の参入促進や相談支援専門員の拡充を図るなど、サービス等利用計画等の作成促進に向けた体制整備に取り組みます。
- 地域障害者相談支援センターを地域における障害者(児)の包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核機関として位置づけ、総合支所と協力・連携して相談支援事業者の適切なバックアップを行えるよう、相談支援スキルの向上や専門的知識の習得を図るほか、あんしんすこやかセンター等との連携や地域ケア個別会議等への参画など、役割・機能の強化を図ります。

- 基幹相談支援センターが実施するケアマネジメント研修をより実践で活用できるよう充実させ、区内の相談支援人材のスキルアップを図ります。
- 相談支援事業者連絡会や自立支援協議会等を通じて、引き続き地域の事業者のネットワークづくりを進めるとともに、地域で抱える困難事例等の検討を重ね、地域の課題を抽出・整理し、課題解決に向けた提案・提言につなげます。



(2) 地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進

現状と課題

- 入所施設や精神科病院等からの地域移行は、病院や施設所在地のグループホーム等に移行することが多くなっており、区としてもニーズ把握が必要となっています。
- 地域生活を支える居宅サービス等の支援の充実が望まれています。家族との生活ではレスパイトのための支援（短期入所等）の充実が課題となっています。
- 障害の程度が重い方も安心して地域生活を送るため、医療的ケアへの対応や緊急時の対応、夜間の見守り体制の確保等が求められています。
- 希望する生活スタイルに合わせた住まいの場や日中活動の場など、安心して地域生活を続けられる基盤の確保が必要です。

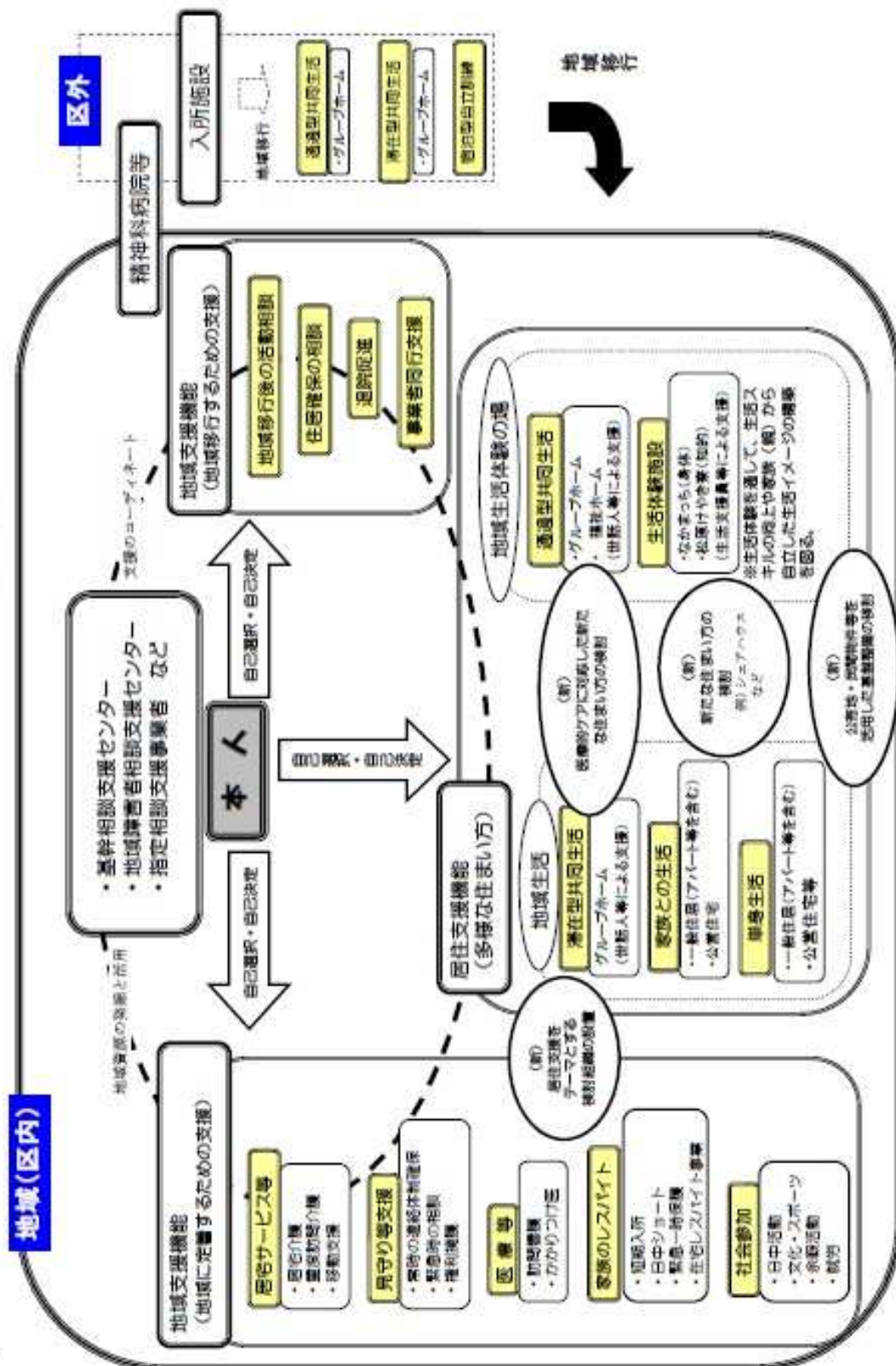
今後の方向性

- 地域生活を支えるための介護や見守りのサービス基盤の充実を図り、住まいの場や日中活動の場を確保するための整備手法や多様な住まい方等について検討します。
- 区内の多様な住まい方を支える居住支援及び地域移行・地域定着のための地域支援を一体的に推進するため、基幹相談支援センター等の相談機関が、ケアマネジメントの手法を活用しながら、様々なサービスをつなぎ、必要な支援を適切にコーディネートする仕組みを構築します。

主な取組み

- 入所施設や精神科病院等の利用者への訪問面接などを通じ、自己選択、自己決定を前提とした地域生活へのニーズを把握していきます。
- 住居の確保のための同行支援など地域生活への移行に向けた支援を行うとともに、移行後も安心して相談を受けられる相談支援体制の整備に取り組みます。
- 重度の知的障害や精神障害等意思決定に支援を要する方の地域生活を支えるため、成年後見制度や権利擁護事業の活用を促進します。
- 安心して地域での生活が続けられるよう、居宅介護や短期入所等の充実を図ります。
- グループホーム等の住まいの場や日中活動の場を確保するため、公有地・民間物件等を活用した基盤整備について検討を進めます。
- 多様な住まい方を支援するため、シェアハウス等の新たな住まい方を検討します。
- 「居住支援」をテーマとする検討組織を設置します。
- 医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、医療との連携、訪問看護ステーションなどの活用を進めます。

地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進



(3) ライフステージに応じた多様な社会参加

現状と課題

- 障害者（児）の社会参加を支援するため、移動支援やコミュニケーション支援、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく取組みなど様々な支援を実施していますが、自分らしい生き方を実現するため、地域・学校・企業等の障害理解の促進や自己選択・自己決定ができるよう、様々な社会参加の機会や場の確保が必要です。
- 医療との連携、居場所や日中活動の場の確保、教育と福祉の連携、多様な働き方などにこれまでも取り組んでいますが、これらの取組みをより一層充実させ、さらに、ライフステージに応じて本人やその家族に寄り添って自分らしい生き方を支援する相談支援の充実が必要です。

今後の方向性

- 障害者（児）が自分らしい生き方を実現できるよう、差別をなくし合理的配慮やユニバーサルデザインを推進するなど、社会参加の機会を拡充していきます。
- 障害者（児）の社会参加を促進するため、乳幼児期から高齢期までライフステージを通して支援するとともに、相談支援により支援のコーディネートを行います。

主な取組み

- 障害があることによる差別的な取扱いをなくし、すべての区民が行政サービスを利用できるように、区の施設や印刷物、窓口等におけるユニバーサルデザインを推進し、必要な配慮を行います。また、区内事業者への情報提供や働きかけも進めていきます。
- 子どもや保護者が、乳幼児期から必要な支援につながるよう、乳幼児健診後のフォロー体制を強化するなど、保護者の気づきを促す取組みを充実します。
- 重度障害児の地域生活を支えるため、医療との連携した支援が乳幼児期から行えるよう、支援の仕組みを検討します。
- 福祉と教育が連携し、就学や進学などライフステージが変わる際に、それまで蓄積された支援情報や成果が引き継がれるよう支援します。また、インクルーシブ教育システムの構築など国や都の新たな施策動向に対応しながら、特別支援教育の取組みを進めます。
- 子どもの放課後の居場所について、放課後等デイサービスと新 BOP（BOP・学童クラブ）との役割分担を行い、卒業まで一貫した効果的な支援で、自立を促進するとともに、身近な場所で提供できる体制を整備します。
- 配慮が必要な子どもが、保育所や学校などに安心して通うことができるよう、子どもに関わる支援者の理解の促進や対応スキルの向上に取り組めます。
- 地域や学校において、子どもたちが様々な人と出会い、ともに育つ機会を創出するなど、幼少期から障害理解を促進していきます。
- 社会性やコミュニケーション等の問題により生きづらさを抱える若者に対し、若者

支援施策と連携して、本人への気づきを促す取組みを実施します。

- 定期的な通所が難しい方に対応するため、気軽に利用できる居場所の確保について検討を行います。
- 住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、施設機能の再編や新規施設の整備による多様な場の確保に取り組みます。
- 障害者の高齢化に対応した日中活動の場を確保するため、障害福祉および介護保険サービス、その他障害者休養ホームひまわり荘など法外のサービスも含め、本人が選択できるよう多様な社会参加の機会（場）について検討を行います。
- 就労支援施設から一般企業等への就労への移行を推進するため、施設職員の支援力強化に向けた研修や利用者プログラムの充実に取り組みます。
- 就労意欲の向上、成功体験の蓄積、適職の見極め等のため、体験実習やチャレンジ雇用の場の拡充に取り組みます。
- 障害種別や障害特性にあわせた、きめ細かい就労支援の充実に図ります。
- 一般企業等で働く障害者が、安心して働き続けられるよう、職場定着支援や相談支援の充実、仲間との交流や余暇活動の場の確保に取り組みます。
- 就労障害者の高齢化や体力の低下により、本人の状況に合わせた働き方や日中活動の場にソフトランディング⁵する仕組みを検討します。
- 障害者の法定雇用率の引き上げや、雇用が義務付けられる事業所の拡大、精神障害者の雇用義務化に対応するため、世田谷区雇用促進協議会の活動を強化して、企業に対する障害理解と雇用促進に取り組みます。
- 身近な企業等と連携し、在宅就労やイベントなどの期間限定の業務への従事、定期的な短時間アルバイトなど、本人の特性に合わせた多様な働き方の拡大を図ります。
- 世田谷区障害者優先調達推進方針に基づき、庁内から障害者就労支援施設への物品、役務の発注のさらなる促進に取り組みます。
- 官公庁や民間事業所からの大量発注への対応、施設製品の販売拡大のため、作業所等経営ネットワークを活用した共同受注、共同販売の仕組みを確立し、施設で働く障害者の工賃向上に取り組みます。

⁵ ソフトランディング 望ましい方向に穏やかに移行すること

ライフステージに応じた多様な社会参加

自分らしい生き方

社会参加の機会の拡充（合理的配慮・ユニバーサルデザイン・差別解消の推進）
自己選択・自己決定の支援（ノーマライゼーションの取り組み）

本人（家族）

基幹相談支援センター・地域障害者相談支援センター・指定相談支援事業者 など

支援のコーディネート



社会参加の促進

世田谷区の就労支援

区では、障害のある方が安心して自立した生活を継続できるよう、障害者の就労支援に取り組んでいます。ここでは区におけるこれまでの障害者就労支援の取り組みを紹介します。

1. 「すきっぷ」の開設

「すきっぷ」は、知的障害者の社会参加と自立を図るため、日常生活習慣や労働習慣を身につけ、一般企業等への就労を促進することを目的とした就労支援施設として平成 10 年 4 月に開設しました。この事業は先駆的な取り組みとして全国から注目を集め、後に制定された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく就労移行支援事業所のモデルとなっています。平成 11 年 4 月には「すきっぷ就労相談室」（障害者就労支援センター）が開設し、現在は「すきっぷ分室クローバー」「すきっぷ分室そしがや」と 3 所一体となって就労相談から職場定着支援、生活支援まで一貫した支援を行っています。開設から現在までの就労者は 450 人以上にのぼっており、多くの方が様々な職場でいきいきと働き続けています。

2. 世田谷区雇用促進協議会

世田谷区雇用促進協議会は平成 15 年 11 月、地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設等の連携により地域における障害者雇用の促進を図ることを目的に設立されました。障害者雇用促進法の改正等により、企業における障害者雇用のニーズが高まる中、ハローワーク渋谷と連携して平成 22 年度より、企業向け連続講座「障害者雇用支援プログラム」（障害者施設、特別支援学校の見学、企業による雇用事例発表会など）を実施しています。企業からの参加者も年々増加し、このプログラムを通して実際に障害者雇用が進んだ事例も増えています。

3. 法改正を背景とした支援の充実

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の 3 障害のサービスが一元化され、平成 22 年 12 月には発達障害者が障害者自立支援法の対象になることが明確化されました。また、障害者雇用促進法の改定による法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化にむけた動きなど、障害者雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

区では平成 16 年から、障害者就労支援センター「しごとねっと」が精神障害者の就労支援を行っており、成人期発達障害者支援事業「ゆに（UNI）」も平成 26 年度中に発達障害者を対象とした就労支援センターとしてスタートする予定です。区では今後も障害特性に応じた支援を拡充するとともに、「すきっぷ」「しごとねっと」「ゆに（UNI）」の 3 つのセンターが相互に連携して、就労支援の拡大に取り組んでいきます。

6．第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）における成果 目標と活動指標

調整中

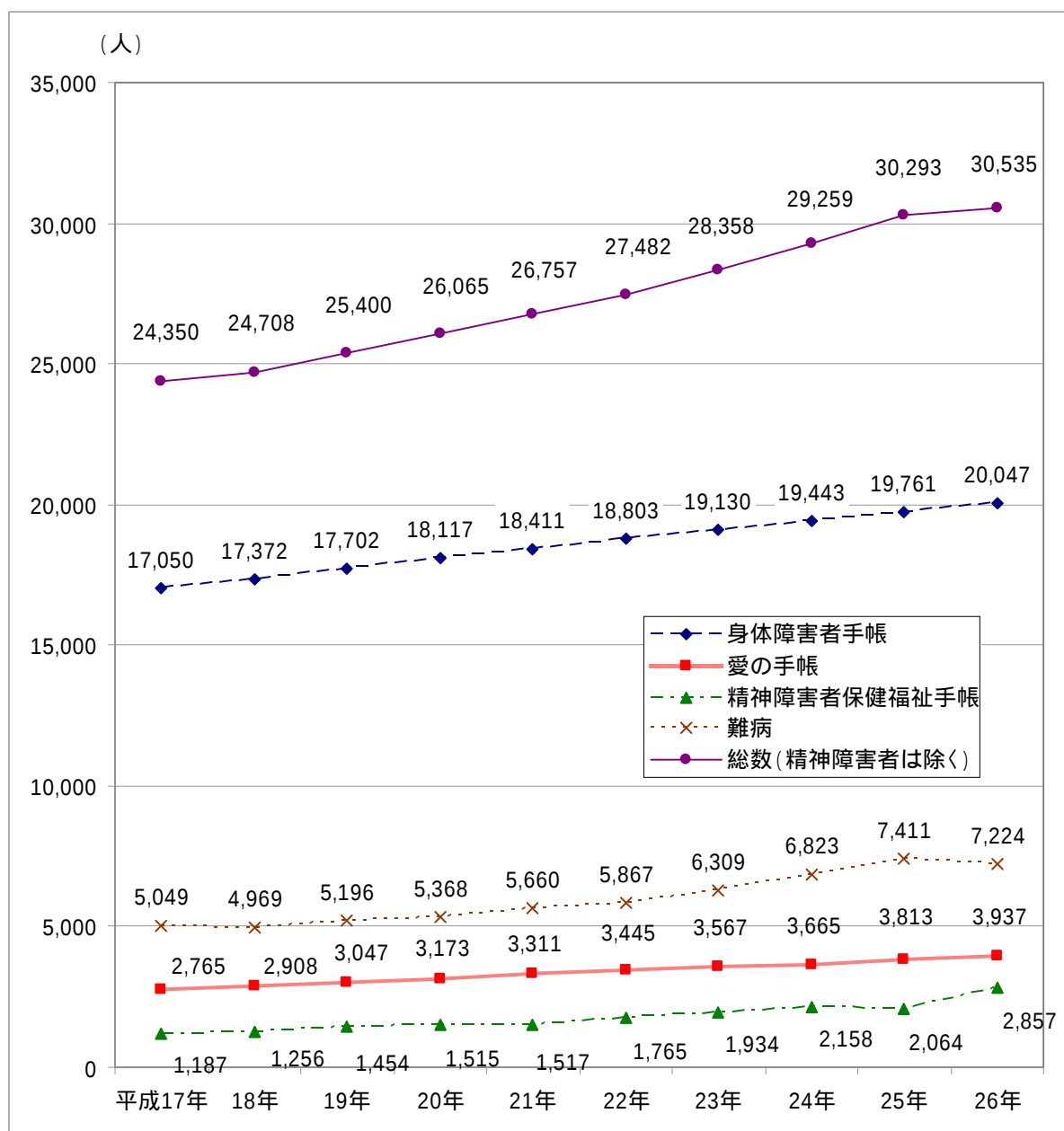
資料編



1. 障害者の状況

本区で実施している障害者施策の利用者を、目的別に電算入力した数字をもとに作成しました。

(1) 障害者数の推移（各年4月1日現在）



難病欄の数字 東京都の難病医療費等助成（小児慢性疾患は除く）の受給者数。

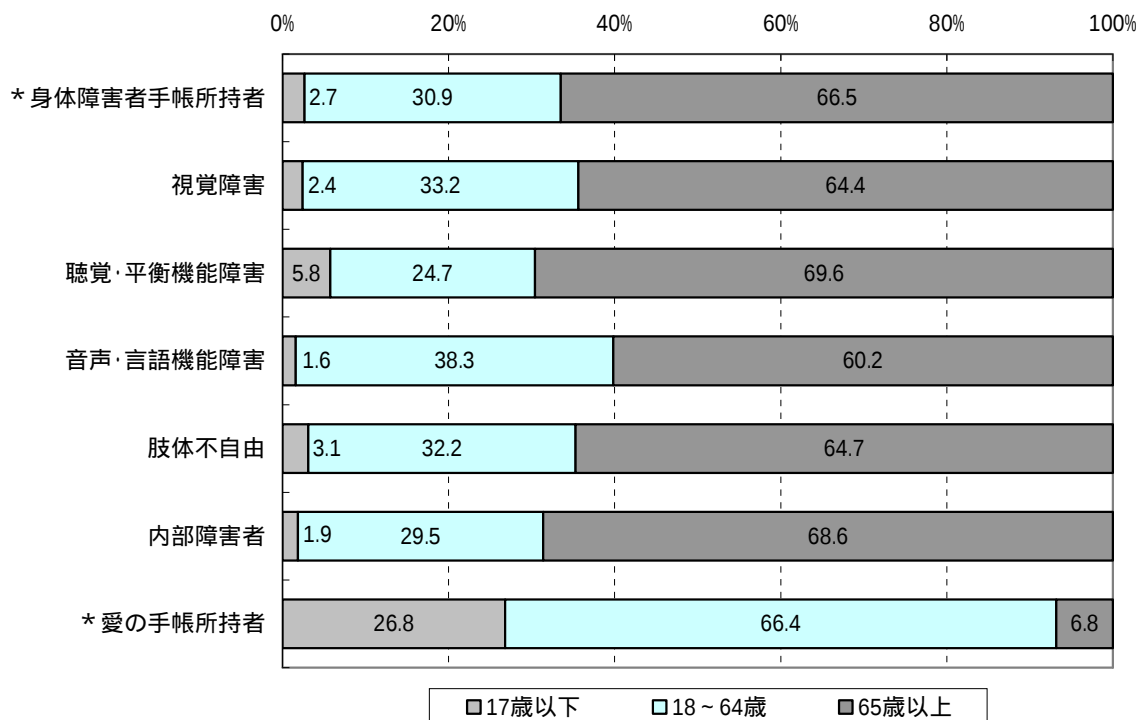
(2) 障害・年齢別人数集計表 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位 : 人)

障害種別		年齢構成	総 数	年 齢 構 成					
				0～5	6～17	18～19	20～64	65～	
* 身体障害者手帳所持者			20,047	126	409	70	6,116	13,326	
内 訳	視 覚 障 害		1,442	12	23	4	475	928	
	聴覚・平衡機能障害		1,910	25	85	19	452	1,329	
	音声・言語機能障害		507	3	5	2	192	305	
	肢 体 不 自 由		10,781	72	263	39	3,430	6,977	
	* 内 部 障 害 者		6,535	37	85	11	1,919	4,483	
	内 部 障 害 内 訳	心 臓 機 能		3,152	14	45	8	625	2,460
		じ ん 臓 機 能		1,669	2	3	0	673	991
		呼 吸 器 機 能		344	12	17	0	47	268
		膀 胱 直 腸 機 能		1,034	5	8	1	232	788
		小 腸 機 能		50	0	3	0	34	13
		免 疫 機 能		327	0	0	0	305	22
		肝 臓 機 能		53	5	12	2	29	5
不 明			0	0	0	0	0	0	
愛 の 手 帳 所 持 者 (身体障害者手帳との重複者)			3,937 (709)	173 (12)	882 (147)	153 (21)	2,461 (475)	268 (54)	
精 神 障 害 者 (25年度精神障害者保健福祉手帳申請件数)			2,064	-	-	-	-	-	
難 病 (小児慢性疾患は除く)			7,224	-	-	-	-	-	

* の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上しているため、内訳の合計と * の総数とは異なる。
難病欄の数字は難病医療費助成 (小児慢性疾患は除く) の受給者数である。

年齢別の障害者の構成 (身体・知的) (平成26年4月1日現在)



(3) 身体障害者手帳所持者数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

等級・障害別 身体障害者手帳所持者

(単位:人)

等級 \ 障害	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	20,047	1,442	1,913	507	10,781	6,535
1 級	6,907	519	154	201	2,341	4,411
2 級	3,064	404	467	69	2,135	214
3 級	3,393	125	213	147	2,325	699
4 級	4,779	122	549	90	2,870	1,211
5 級	970	198	13	0	764	0
6 級	934	74	517	0	346	0

等級・年齢構成別 身体障害者手帳所持者

(単位:人)

等級 \ 年齢構成	総数	年齢構成				
		0 ~ 5	6 ~ 17	18 ~ 19	20 ~ 64	65 ~
総数	20,047	126	409	70	6,116	13,326
1 級	6,907	79	186	26	2,210	4,406
2 級	3,064	18	100	16	1,153	1,777
3 級	3,393	18	58	10	942	2,365
4 級	4,779	3	25	12	1,162	3,577
5 級	970	0	17	4	375	574
6 級	934	8	23	2	274	627

地域・障害別 身体障害者手帳所持者

(単位:人)

地域 \ 障害	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	20,047	1,442	1,910	507	10,781	6,535
世田谷	5,374	401	552	124	2,846	1,720
北沢	3,305	237	340	76	1,819	1,054
玉川	4,401	287	379	99	2,336	1,520
砧	4,095	284	367	129	2,265	1,299
烏山	2,872	233	272	79	1,515	942

内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

地域・年齢構成別 身体障害者手帳所持者

(単位: 人)

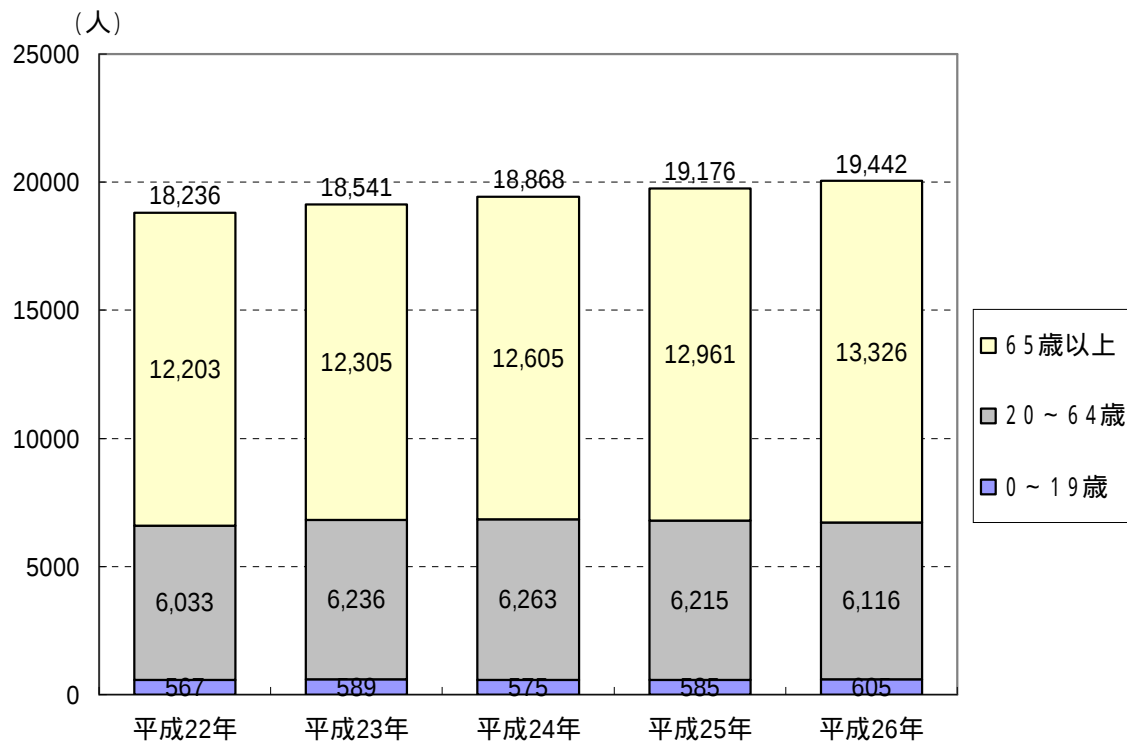
地域	年齢構成 総数	年 齢 構 成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	20,047	126	409	70	6,116	13,326
世田谷	5,374	27	101	25	1,639	3,582
北沢	3,305	14	46	9	985	2,251
玉川	4,401	25	92	11	1,304	2,969
砧	4,095	38	113	16	1,262	2,666
烏山	2,872	22	57	9	926	1,858

地域・等級別 身体障害者手帳所持者

(単位: 人)

地域	等級	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数		20,047	6,907	3,064	3,393	4,779	970	934
世田谷		5,374	1,776	811	952	1,292	274	269
北沢		3,305	1,108	505	574	799	156	163
玉川		4,401	1,599	634	730	1,054	195	189
砧		4,095	1,398	643	685	971	201	197
烏山		2,872	1,026	471	452	663	144	116

年齢構成別 身体障害者手帳所持者数の推移 (各年4月1日現在)



(4) 愛の手帳所持者数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

程度・年齢構成別 愛の手帳所持者

(単位: 人)

程度 \ 年齢構成	総数	年 齢 構 成				
		0 ~ 5	6 ~ 17	18 ~ 19	20 ~ 64	65 ~
総数	3,937	173	882	153	2,461	268
1 度	160	2	27	6	114	11
2 度	1,212	26	273	40	828	45
3 度	1,100	62	235	38	643	122
4 度	1,465	83	347	69	876	90

地域・年齢構成別 愛の手帳所持者

(単位: 人)

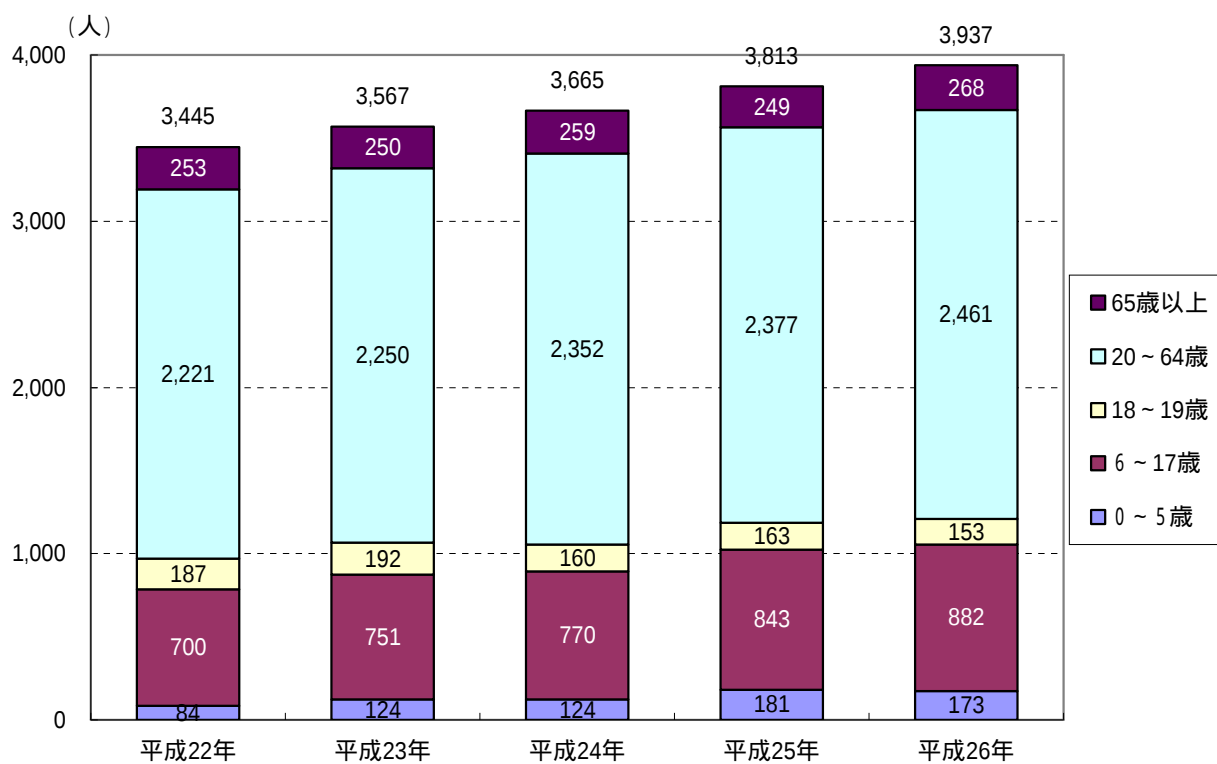
地域 \ 年齢構成	総 数	年 齢 構 成				
		0 ~ 5	6 ~ 17	18 ~ 19	20 ~ 64	65 ~
総 数	3,937	173	882	153	2,461	268
世田谷	1,075	46	239	39	677	74
北 沢	596	25	115	17	393	46
玉 川	757	35	164	35	472	51
砧	876	39	233	37	530	37
烏 山	633	28	131	25	389	60

地域・程度別 愛の手帳所持者

(単位: 人)

地域 \ 程度	総 数	1 度	2 度	3 度	4 度
総 数	3,937	160	1,212	1,100	1,465
世田谷	1,075	39	325	298	413
北 沢	596	25	197	166	208
玉 川	757	36	231	222	268
砧	876	41	281	231	323
烏 山	633	19	178	183	253

年齢構成別 愛の手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



(5) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総数	1,466	1,674	1,922	2,067	2,287
1級	138	150	134	157	145
2級	795	931	1,056	1,086	1,191
3級	533	593	732	824	951

地域別精神障害者保健福祉手帳申請者数の推移

(単位: 件)

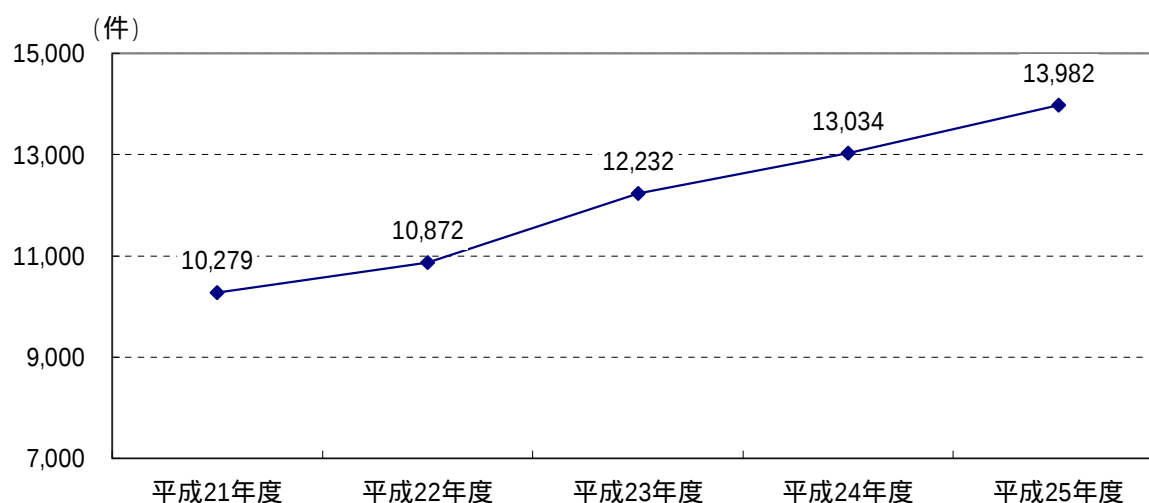
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
平成21年度	1,765	393	305	322	272	473
平成22年度	1,934	411	290	404	302	527
平成23年度	2,158	477	318	401	317	645
平成24年度	2,064	324	378	424	349	589
平成25年度	2,857	692	512	474	466	713

精神障害者生活指導（デイケア）利用者数の推移

年度 区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	506	462	472	483	487
実人数	132	113	140	121	111
新規登録	11	18	20	27	11
延人数	4,220	4,191	4,196	3,734	4,202

実施回数は半日を1回として計上

自立支援医療費（精神通院医療）申請件数の推移



小児精神障害者入院医療費助成件数の推移

(単位:人)

年度 区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成25年度					
					総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	24	10	18	10	13	4	3	0	5	1